

平成19年7月20日  
於・海上保安庁会議室

国土交通省独立行政法人評価委員会  
海上災害防止センター分科会（第8回）議事録

海上保安庁

目 次

1. 開会の辞 .....	1
2. 委員紹介、分科会長選任等について .....	2
3. 議 題	
① 役員退職金に係る業績勘案率について .....	4
② 平成18年度財務諸表について .....	7
③ 平成18年度業務実績報告について .....	7
④ 平成18年度業務実績評価について .....	25
⑤ 海上災害防止センター見直し素案について .....	54
4. 閉 会 .....	62

## 開 会 の 辞

【野久保課長補佐】 それでは、国土交通省独立行政法人評価委員会第8回海上災害防止センター分科会を開催いたします。

私は事務局を務めます海上保安庁環境防災課課長補佐の野久保と申します。本日の議事進行につきましては、後ほど分科会長にお願いするまでの間、私が務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員の皆様方には御多忙中にもかかわらず御参集いただきましてありがとうございます。まず初めに、海上保安庁環境防災課長の三浦から御挨拶を申し上げます。

【三浦環境防災課長】 海上保安庁の環境防災課長の三浦でございます。この7月10日付で着任しました。それまでは、内閣府の防災担当の統括官の下の企画官をしておりまして、防災関係で、この間の能登の地震とか、2年前のパキスタンの地震のときとか現地に入りましていろいろとやらせていただいた経験もございます。ひとつよろしく願い申し上げます。

本日は、お忙しい中、またお暑い中、お集りいただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから海上保安行政に対しまして多大な御理解、御協力を賜っております。厚く御礼申し上げます。

海上災害防止センターにつきましては、平成15年10月に独立行政法人化されまして、5年目になります今年度は第1期中期目標期間の最終年度になっております。一旦締めくくりを行い、さらに新たな第2期中期計画を策定するという1つの区切りの年ということでございます。従いまして、18年度の業務実績等について報告がまとまったところでございますので、まずそれを踏まえていただき、18年度の評価等につきまして御検討をお願いしたいと思っております。

また、第2期に向けまして、今回センターの見直し素案を示させていただくこととしております。これにつきましては、昨今ますます加速しております行政改革や独法改革の趨勢のみならず、今後進められます行政減量・効率化有識者会議等におけます議論等を踏まえながら検討を進める必要がありますが、まずは本日、現段階における見直し素案を示させていただきますので、これにつきましても御検討いただきまして、本日御意見を頂戴し、今後見直し案の作成ですとか、第2期中期計画、中期目標の策定へと繋げてまいりたいと思っております。ぜひとも活発な御議論をお願いしたいと思います。

どうか皆様よろしくお願ひ申し上げます。

【野久保課長補佐】 ありがとうございます。

本日の分科会の審議案件は5つございます。その案件につきまして御審議をお願いすることとしております。

#### 委員紹介、分科会長選任等について

【野久保課長補佐】 まずは本日御出席いただきました委員の先生方の御紹介をさせていただきます。また、本年6月で任期を迎えられました落合前分科会長の後任を選任いただきたいと存じます。

最初に委員の御紹介でございますが、窓側の手前から大阪産業大学教授でいらっしやいます宮下國生先生。

東京大学名誉教授でいらっしやいます藤野正隆先生。

公認会計士でいらっしやいます北村信彦先生。

そして、入り口側の手前から上智大学法学部教授でいらっしやいます小塚莊一郎先生。

中央大学法学部教授でいらっしやいます工藤裕子先生。

石油海事協会専務理事でいらっしやいます河端一郎先生。

株式会社商船三井専務執行役員でいらっしやいます鏡敏弘先生。

なお、ただいま御紹介させていただきました先生方のうち、宮下先生と小塚先生におかれましては本年から委員を務めていただいております。

それから、一橋大学学長の杉山先生は御都合によりまして本日御欠席となっております。

次に、分科会長の選任でございます。

当分科会は落合先生に分科会長を務めていただいておりますが、先生は本年6月で任期を迎えられました。そこで御後任の先生が必要ということでございますが、事前に委員の皆様方に御意見を伺った結果を踏まえまして、藤野先生にお願いしたいと思っております。ほかに御推薦などないようございましたら藤野先生にお願いしたいと思っておりますが、御異論のある方、いらっしやいましたら挙手をお願いしたいと思います。

ないようでございますので、分科会長は藤野先生にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

本日は、8名の委員のうち7名の委員の先生方に御出席いただいております。過半数を

超えておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定めます定数を満たしております。このことを御報告させていただきます。

また、本日は海上災害防止センターの栗原理事長始めセンターから理事2名が出席しております。

それから、本日の分科会の審議結果の取り扱いについてでございますが、5番目に記載しております見直し素案以外の議題につきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則におきまして、国交省の独立行政法人評価委員会委員長の同意が得られれば、この分科会の議決をもって国交省の委員会の議決とすることとされております。後ほど委員長の木村先生に御報告しまして、御了承を得るという段取りになってございます。

また、見直し素案につきましては、本日のこの分科会での御審議の後、8月下旬に開催される予定となっております国交省の独立行政法人評価委員会において御審議をいただくこととなっております。

それから、本日の分科会の議事録でございますが、これまでの分科会と同様に、議事概要、議事録を国土交通省のホームページで公表させていただきます。その点につきましてあらかじめ皆様方の御了解をいただきたいと存じます。

それでは、次に資料の確認をさせていただきます。

本日、お手元に配付させていただいている資料は次のとおりでございます。

配付資料一覧、座席表、委員名簿、議事次第、それから上にインデックスをつけてございますが、資料1 役員退職金に係る業績勘案率について、資料2 平成18年度の財務諸表、資料3-1 平成18年度業務実績報告、資料3-2 平成18年度業務実績報告書、資料4 平成18年度業務実績評価調書、資料5 センターの見直し素案の概要、参考資料ということで、参考1 国交省所管独法の役員退職金に係る業績勘案率について、参考2 国交省所管独法の業務実績評価に関する基本方針、参考3 平成17年度における業務の実績に関する評価の結果等についての意見について、参考4-1 平成19年度のスケジュール、参考4-2 独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針、参考5 平成19年度計画、参考6 役職員の報酬・給与等について、最後が参考7 関係法令の抜粋、以上でございます。不足等ございませんでしょうか。漏れなどがある場合には私どもの方におっしゃっていただければ補充等いたします。

それでは、議題に進ませていただきます。

藤野分科会長、よろしくお願いいたします。

## 議 題

### ① 役員退職金に係る業績勘案率について

【藤野分科会長】 それでは、皆様の御推挙をいただきましたので、分科会長を務めさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ぜひ自由闊達な御意見を賜りたいと思っております。どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題につきましては、事務局の方から御紹介がありましたけれども、本日の議題、私の方から改めて繰り返しますと、役員退職金に係る業績勘案率について。これが1番目でございます。2番目が、平成18年度財務諸表に関する審議。3番目が同じく平成18年度業務実績の報告。4番目が、平成18年度業務実績の評価。最後に、海上災害防止センターに関する見直し素案についてということで、5件ほどの案件について御審議いただきたいと思っております。

それでは、この順に従いまして委員の皆様方の御審議をお願いしたいと思います。

まず最初、議題1、役員退職金に係る業績勘案率についてということで事務局から御説明をお願いいたします。

【中村国際海洋汚染対策官】 それでは、事務局から説明させていただきます。

海上災害防止センターにおける退職役員の業績勘案率の考え方につきましては、平成17年3月の国交省独法評価委員会によります、役員退職金に係る業績勘案率は、国家公務員並みとするという基本的考え方を踏まえ、1.0を基本として評価委員会が決定する旨の決定がなされております。参考資料1をごらんいただきたいと思っております。この決定を踏まえまして、平成17年5月に役員退職手当の支給規程を改正しておりまして、業績勘案率は1.0を基本といたしまして、特に十分な説明がなされる場合にのみ増減が認められるという規定になってございます。また、退職金の支給のタイミング等につきましても、当該在職年度の法人評価が未決定の場合におきましても暫定的に業績勘案率を1.0として速やかに支給されることとされております。

では、分科会長、資料1の2名につきまして審議をよろしくお願いいたします。

【藤野分科会長】 ただいま事務局の方から資料1につきまして御説明がございました。特に業績勘案率というのはどういう考え方に基づいて評価するのかというようなことがご

ございました。

資料1を見ていただきますと、お2人の方の業績勘案率をこの場にて御審議いただいて御決定いただければと思っています。

今事務局の方から御説明がありましたように、基本的には1.0というところから始まるのだということでした。

いかがでしょうか。

事務局からさらに御説明いただけますか。

お願いいたします。

**【中村国際海洋汚染対策官】** それでは、補足説明をさせていただきます。

資料1にございます2名の役員につきましては、●●前理事は平成17年8月5日独立行政法人海上災害防止センター理事に就任いたしまして、平成18年6月30日に辞任いたしております。

次の●●前理事は、平成16年10月1日独立行政法人海上災害防止センター理事に就任いたしまして、平成18年6月30日に辞任となっております。

両名とも在任期間中における年度業務実績評価は各事業年度とも「順調」の評価をいただいております。法人の業績勘案率につきましては1.0と仮置きをさせていただきます。

また、両名とも個人業績につきましては特に増減する等の理由はございません。

従いまして、個人業績勘案率は0でお認めいただきたいと思います。

なお、両名の在任期間中における業務の実績評価は平成16年度が112%で「順調」、平成17年度が107%で「順調」でした。

事務局からは以上でございます。

**【藤野分科会長】** どうもありがとうございます。

ただいま資料1に基づいてお2人の退職役員に関する業績勘案率の具体的な提案と申しますか、考え方がございました。申し上げますと、法人の業績による勘案率は1.0とする、個人業績に関しては特段の理由がないので0とするということの試みの案、提案でございますが、この件につきまして御意見ありませんでしょうか。

**【北村委員】** 中身ということではないのですけれど、ちょっと教えていただきたいのは、在任期間が18年6月30日までで、1年以上前になっているのですけれども、この間、退職金というのは支払われていないのでしょうか。

【藤野分科会長】 18年6月30日となっているけれど、1年前じゃないかという御指摘です。

【中村国際海洋汚染対策官】 確認ですけれども、実際に支払われているかどうかという御質問でしょうか。

【北村委員】 いや、支払われているかどうかというよりも、1年も前のことを今決めて、いずれにしてもこれから正式には払うという形になるわけですね。あるいは仮払いされているかどうか……。

【栗原理事長】 今払っているのは暫定で払っているわけです。

【北村委員】 暫定では払われているんですか。

【栗原理事長】 ええ、暫定で払っているわけです。ここで1.0で正式にお認めいただければその額。1.0で今払っています。もし変更があれば、追加するなり、減給するなりということになるわけです。

【北村委員】 システム的にそこまで引っ張るといのは何かあるんですか。1年後に正式に決定するという……。

【栗原理事長】 それは評価委員会を開く回数とかそういうことによるのではないですか。

【中村国際海洋汚染対策官】 基本的には評価委員会の中で……。

【北村委員】 逆に昨年度の評価委員会ではタイミングが合わなかったということですか。

【中村国際海洋汚染対策官】 そういうことでございます。

【藤野分科会長】 よろしゅうございましょうか。

そのほか御意見ございませんか。

【工藤委員】 今の北村委員がおっしゃったので、私もそのことについて1点指摘をしたいのですが、ほかの独立行政法人でも評価委員会をやっておりますが、結構対応はまちまちなんですけれども、この問題だけについては開催をしないで、持ち回りで意見を述べて、それを集約してというような形でやっている独法もあるという事実がありますので、今の御指摘非常に重要だと思うんですが、1年もというのはかなり間が空き過ぎますので、その場合、例えば書面上で意見を聴取してというようなことも今後は可能ではないかと思えますので、ぜひ御検討いただければと思います。

【藤野分科会長】 工藤委員のおっしゃる点を十分考慮していただいて、次年度以降よろしく願いいたします。

そのほか、あるいは今の工藤委員がおっしゃったことに関してでも結構ですけれど、そ

のほかこの件に関しまして御意見ございませんでしょうか。

それでは、特段の御異論はないようでございますので、決定事項としてはこの資料1のとおり業績勘案率にてお2人の役員の退職金に係る決定をいたしたいと思っております。

よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございます。

② 平成18年度財務諸表について

③ 平成18年度業務実績報告について

【藤野分科会長】 では、続きまして、議題2に移ります。

平成18年度の財務諸表について御審議いただきますけれども、まず最初に財務諸表について事務局から御説明をお願いいたします。

【中村国際海洋汚染対策官】 それでは、事務局から説明させていただきます。

財務諸表ですが、資料2になりますけれども、独立行政法人通則法第38条第1項によりまして、独立行政法人は事業年度の終了後3カ月以内に主務大臣に財務諸表を提出いたしまして承認を受けなければならないことになっております。

また、同じく通則法第8条第2項によりまして、主務大臣への報告に当たりましては、当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添えまして、監事及び会計監査人の意見を添付することとされております。

本日御審議いただく財務諸表は6月27日付国土交通大臣あて提出のあったものでございまして、添付資料のとおり、海上災害防止センターの監事及び会計監査人のトーマツからは正確かつ適正であるとの意見が付されております。

なお、ここで財務諸表の説明について、次の議題であります実績報告書の説明とあわせて実施することについて御了承いただければと考えております。これは実績報告書の中にも財務内容の改善などの項目がありまして、財務諸表の説明と重複する部分が多々ありますことから、財務諸表の説明につきましては議題3の実績報告書の説明とあわせましてセンターからお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【藤野分科会長】 それでは、今のような趣旨でございますので、センターの方から他の件と一緒に御報告、あるいは御説明いただくということにしたいと思っております。皆さん御異

論なければそのようにいたしますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、センターの方から御説明いただきましょうか。

【栗原理事長】 センター理事長の栗原でございます。先生方には日ごろから何かとお世話になっております。この機会に厚く御礼申し上げる次第でございます。

それでは、私の方から説明させていただきますが、座って説明させていただきます。

財務諸表と業務実績報告書の説明でございますが、今事務局の方からお話がございましたように、業務実績報告書の方を先に御説明して、その後財務諸表の説明ということにさせていただきますと思います。

資料は、先ほど説明がありましたが、資料3-2の3段表がございますね。18年度計画の業務実績報告書、これが分かりやすいと思いますので、この資料を使わせていただきまして、もう何回か説明いたしております18年度計画と18年度の業務実績報告、この欄を中心として、特に変わったところを中心に御説明させていただくということでやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務実績報告書の1ページを繰っていただいて、次の2ページ目でございますが、業務運営の効率化に関する目標を達するためにとるべき措置で、下の段の(1)の業務運営の効率化の推進でございます。もう先生方御案内のとおりでございますが、中期計画のところに書いてございますが、一般管理費につきましては、この中期計画期間中に14年度比で13%程度に相当する額を削減するというところでございまして、18年度計画もその目標値を達成することというのが計画でございましたが、18年度業務実績報告、一番右の欄の[1]の②の実績値のところを御覧いただきますと、今までに事務所移転、人件費削減等いろいろやったわけでございますが、そういう施策をあわせますと、18年度の決算におきましては、一般管理費は4億2,746万7,000円ということで、次のページ、14年度比22.8%に相当する額を削減したことになるということでございます。ちなみに17年度実績は23.1%の削減でございました。これで目標は大きくクリアしていると思っております。

それから、次の人件費の件でございますが、これは新しく入ったものですが、一番左の中期目標のところをごらんいただきたいと思っております。常勤役員及び常勤職員の人件費について、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」を踏まえまして、平成18年度から22年度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取扱いを行うというのが18年3月30日に追加改定になりまして、それを受けまして私どもの中期計画

の方も、その右に書いておりますが、行政改革の重要方針を踏まえ、18年度から22年度までの5年間において人件費について5%以上の削減を行う。現中期計画期間、要するに18年度、19年度、要するに19年度末においてはおおむね0.7%の人件費を削減するという計画を17年度末に計画改定を行って、追加したわけでございます。そして、18年度の計画は、0.7%のうち0.3%の人件費を削減する。私どもの人件費対象は大体3億強でございますので、0.3%で約100万ということになるわけでございます。18年度計画で0.3%の人件費削減を目指すという計画を立てたわけでございますが、18年度業務実績報告の欄の〔1〕の②のところを御覧いただきますと、18年度当初に俸給表の水準を引き下げるなどの給与体系の見直しを行うことにより、18年度の人件費を3億1,253万1,000円といたしまして、17年度実績3億1,051万6,000円、これより201万6,000円の増になって、0.65%の増額になって計画の達成はできなかったということでございます。

増になった理由をその下のところに少し書いております。プロパー職員を養成するため、19年度採用予定者2名を3カ月間前倒しして採用したことにより152万。国の方から財務省からの出向者も含めて13名いたわけですが、出向者の削減を図るということと、それとともにプロパー職員を養成していかなければならないということで、3名の出向者は帰ったのですが、プロパー職員を3名採用し、そのうち1名はこの10月から、あと2名は今年19年1月1日から採用いたしまして、3カ月間前倒しで採用したということでございまして、その分が152万9,000円。19年度からの採用なのですが、そのうち2名を前倒しで採用したということで、その増があったということが1つと、もう1つは、その下書いてありますが、18年度に2号業務が4件ほど発生したわけでございますが、そのうち2件につきましては処理期間が長引いたということで、私どもの職員も現地に1カ月、あるいは1カ月半ぐらい張りつけになる。通常2号業務の処理については10日とか2週間程度で大体済むわけでございますけれども、たまたま18年度に起こりました事故につきましては、1カ月から1カ月半近くかかったということで、その分の超勤、時間外手当が非常に増えたということで、211万6,000円の増ということでございまして、直接的にはこの2つの増によりまして、人件費がオーバーしたということでございます。

その下のところに書いてありますが、もしこれが無ければ、プロパー職員を前倒しで採用するというのも例年はやっておりませんでしたし、時間外手当の問題も例年に比べて、昨年比べてこれだけ増えたということでございますが、昨年並みということであれば目標は一応達成できたのだけれども、たまたま18年度はそういうことであったという

ことでございます。

今後5年間かけまして22年度末までに5%の削減は至上命題でございますから、達成していかなければならないわけでございますが、今の出向者に代えて若手プロパーを採用するということを言っておりますが、これは、前倒しをすることによる人件費増は多少ございましたけれども、給与体系のベースがかなり違いますから、若手プロパー職員の採用ということは先の人件費減には今後なっていくであろうと思っております。そのほか、高齢者の嘱託職員を採用するとか、できれば業務のアウトソーシングを行う等々のことによって5%の削減目標は達成していかなければならないと考えております。

以上が人件費でございます。

それから、中期目標のところで、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。国家公務員に準じて独法も行うようにという指示がございまして、18年度計画のところに書いておりますが、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年度当初に俸給表の水準を平均で4.8%引き下げ、給与カーブのフラット化、枠外昇給制度の廃止等を行うという目標を立てまして、18年度の業務実績報告で実績値のところを見ていただくと分かりますように、給与体系の見直しについて、18年4月から実施いたしました。私どもといたしましては、職員俸給表の水準を平均で4.8%引き下げた。給与カーブのフラット化を実現したというのは、比較的高給の中高年層の引き下げ率を高くした。7%程度引き下げて若年層の引き下げ率を低くしたということでございます。それから、枠外昇給制度を廃止し、役員の給与も6.7%引き下げたということでございます。国家公務員の給与構造改革を踏まえた内容どおりの改定をやったわけでございます。

それから、次が事業費でございますが、これも先生方御案内のとおり、中期計画では14年度比、この基準というのは予算の基準でございますが、14年度予算比5%程度に削減する目標ということございまして、18年度計画もその目標値を達成することにしてあるわけでございますが、業務実績報告の実績値、[1]の②でございますが、15年度に実施した国家石油備蓄基地に係る海上防災体制の見直しや業務委託料に係るコスト管理の徹底などの施策によりまして、18年度は事業費を7億6,328万7,000円として、14年度比5億4,400万円、41.7%に相当する額を削減して、これも中期計画を十分クリアした。削減幅が大きいというような御指摘もあるかもしれませんが、ちなみに17年度の削減率は31.4%ございまして、17年度よりもさらに10%近く削減率が増えて、額も1億ちょっと増えているわけでございますが、昨年御説明いたしましたけれど、17年度には繰り

上げ償還を1億3,000万ぐらいいたしまして、それが事業費の中の大部分を占めておりまして、それがなくなった分だけ18年度の事業費の削減率が高くなっているというような感じになっております。

それから、次の5ページでございますが、関係機関等との連携の強化。この辺は先生方もよく御案内のとおりでございますが、18年度計画、特別防災区域協議会ほかが主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練にあわせて油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化するというところで、18年度実績、取組みでございますが、四日市、横須賀、大阪、大分、周南、岩国、各地区で保安部を中心として行う海上防災訓練にセンターも油回収装置等を参加させて、関係機関等の連携した訓練を実施したということでございます。

その下の18年度計画、有識者による海上防災事業に係る検討委員会において取りまとめられた報告書及び提言を踏まえまして、関係業界・団体と協議する等して、防災措置業務をより効率的かつ効果的に実施する具体的方策を検討するというところでございますが、次のページの〔2〕の②のところに今年度の取組みをいろいろ書いておりますが、先生方も御案内のとおり、昨年6月に海防法が改正されまして、HNS規制が強化されたわけでございますが、その改正の内容といいますのは、そこに書いておりますが、1つは船舶所有者等に、あるいは陸上の石油・石化企業に対してもHNSを流出した場合には防除義務を課す、一般的な義務を課すということが1つと、もう1つは、特定の海域を航行する船舶の所有者に対しまして、資機材、要員の確保を義務付ける。私どもに特に関係する法律改正としてはそういう法律改正が昨年6月に行われたわけでございますが、こうした法改正を受けまして、一方、17年度に設置した有識者による海上防災事業に係る検討委員会におきまして取りまとめられた報告書、提言におきましては、今後センターの進むべき、あるべき方向の1つとして、民間の中核的防災機関としてそういうHNS業務へも積極的に対応していくべきであるというようなことがその報告書及び提言の中に盛り込まれておりまして、そういう提言をいただき、それを踏まえまして、センターといたしましてもHNS業務に本格的に取り組んでいこうという決意をいたしましたわけでございます。

では、具体的にどういう業務をやるのかといいますと、そこには書いておりませんが、資機材、要員を義務付けられましたHNSタンカーに対して、その資機材、要員を確保する義務を代行する業務をセンターが行うということが1つと、もう1つは、陸上、石油・石化企業に対してもHNS防除の義務が課されたわけでございますので、そういう企業へ

のHNS防除に関する情報提供、あるいは緊急時計画の策定、訓練の実施等のサービスを行う。そういう業務を今後行っていこうと、20年度当初から開始していこうということで、そうした業務に対する企画、立案、調整、関係業界との話し合い、協議というようなことを18年度はいろいろ行って、現在も行っているところということでございます。それが18年度、当該年度の取組みの内容でございます。

それから、次のページ、この辺は防災措置業務、18年、特にございません。

8ページでございますが、契約防災事業者に対する訓練、毎年やっているわけですが、28名の監督職員の研修を行いまして、契約防災措置実施者の能力向上を図る。28名というのは、私どもの訓練施設の宿泊定員の定員いっぱいの数字でございます。これにつきましては、右の欄の実績報告のところに書いてございますように、18年度防災訓練所において契防者28名に対して必要な知識・技能を加味した訓練を実施したということでございます。

一番下のところには、これは日本財団の助成事業で毎年行っているわけございまして、19年度、本年度についても同じように行う予定であるということを書いております。

それから、9ページでございますが、これも毎年行っている巡回研修会でございます。18年度は稚内、新潟、姫路、松山、油津の5カ所において1カ所30名の参加者を予定して、希望者を対象にした巡回の研修会を実施していくということでございますが、18年度実績のところを書いてございますように、[1]の②でございますが、計画どおり稚内、姫路、松山、油津、新潟で実施して、ただ、予定人員は計画人員をかなり上回って、261名の参加があったということでございます。

それから、次の機材業務、10ページでございます。これも御案内のとおりでございます。全国33基地に配備してあるオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保管状況の点検を行い、不具合を発見した場合には修理等を緊急に行う。全国10基地に配備してある油回収装置等についても作動確認、手入れを実施して、不具合が発見されたら修理等を緊急に行うということでございます。これは予定どおり18年度業務実績の実績値のところでございますが、排出油防除資材の点検を毎月実施して、不良品はその都度交換したということで、下の方の欄に経年劣化等による不良品を更新したということで、吸着材、オイルフェンス等々の不良品を交換したということを書いております。油回収装置の作動確認も予定どおり実施したということでございます。

10ページの②、排出油防除資材を管理している33基地について、搬出訓練、油回収装

置についても運用訓練を行うということですが、次の 11 ページの実績値のところに書いてございますように、資材搬出訓練は 33 基地において、油回収装置の運用訓練も 10 基地において実施したということでございます。

それから、訓練事業でございますが、例年のとおりでございますが、訓練の重点化ということで、船員法に基づくタンカー乗組員に対する訓練を重点的に実施して、期間中に標準コースを 10 回、消防実習コースを 8 回開催するということでございます。右の実績値の欄を見ていただきますと、標準コース 10 回、消防コース 8 回それぞれ実施して、標準コースで 398 名、消防実習コースで 282 名の受講者があったということでございます。

それから、次の 12 ページ、有効な訓練の実施でございますが、17 年度に実施したアンケートの結果を 18 年 5 月末までに取りまとめて詳細に分析して、改善項目がある場合には同年 6 月までに改善のための措置を実施する。18 年度に行う 10 回の標準コースについてもアンケートを実施して、70%以上の参加者から訓練が有効であるというような評価を受けるようにするというのが計画でございますが、18 年度実績では、右の実績値のところでございますが、17 年度のアンケート結果を分析した結果、特段の改善点は認められなかったが、一部の参加者の方から、座学の進め方が早いという指摘があったということございましたので、資料とかプロジェクターですか、そういうものの改正をして、その辺、一部講義内容の改善を行って、ポイントを絞った内容に改善したということでございます。

そうした改善策について、外部評価として訓練専門委員会に昨年 6 月に報告して、それで結構である、有効であるという評価をいただいたということでございます。

それから、18 年度の受講者に対するアンケートにつきましては、訓練参加者 398 名を対象に実施いたしました。その結果、13 ページでございますが、2 行目、また、この 86.9%の訓練参加者が、本訓練のコースが今後の実務に有益であると評価したということで、ちなみに「どちらともいえない」というのもありまして、「どちらともいえない」を含めると、96%ぐらいが一応評価しているということになるわけでございます。

それから、次は調査研究事業でございますが、受託事業としては、計画では、「危険物の海上輸送時における海面・大気拡散防止策に関する研究」、日本海難防止協会からの受託を予定していたのと、日本財団の助成事業ということで、「タンカー火災の消化に関する調査研究」、タンカーのボイルオーバーの実験、その成果の確認の研究と、従来からやっております杉吸着材に関する「流出油回収処理材の微生物分解処理技術実用化に関する

調査研究」ということで、受託事業1件、財団助成事業2件を予定していたわけですが、18年度の実績報告の欄を見ていただきますと、受託事業として、「HNS海面・大気拡散防止策に関する調査業務」、これは日海防からの当初からの予定していたHNS業務を中心とした業務でございますが、その業務に加えまして、「北海道における流出油対応専門家会合運營業務」、サハリンⅡプロジェクトに関連いたしまして、サハリンエナジー社から、2カ年計画で北海道沿岸域における流出油が漂着した場合の緊急時計画の策定調査の依頼を受けまして、2カ年計画で18年度、19年度とやっております、この業務が新たに入ったということと、「九州中核LNG基地の海上防災対策に関する調査研究」という、八代港にLNG基地を建設することに伴う防災対策の調査検討についての依頼でございますが、この2つが新たに入って、受託業務としては3件を実施した。

財団助成事業としては、予定どおり、タンカー火災、ダブルハルタンカーのタンクを模した小規模タンクによるボイルオーバーの実験を行って、ボイルオーバーの発生を確認したということと、杉処理材による吸着材により微生物分析実験を行って、油分濃度の減少、杉吸着材の効果を確認したということでございます。

19年度以降も、HNS、日海防からの受託事業は今年度最終、それから北海道の流出油対応専門家会合も2カ年計画、八代港も2カ年研究で、今月中には調査を終えるというように感じております。財団助成事業も1件今年度行っているわけでございます。

それから、こうした調査研究の成果でございますが、次年度における取組みで17年度に実施した日本財団助成事業につきましてその概要を公開して、成果の概要から日本財団ホームページの図書館のコーナーへ直接リンクを張りつけて成果の普及・啓発を図ったということでございます。

それから、15ページ、国際協力推進事業でございますが、計画のところを書いておりますのは、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修を4回実施して、海上防災に関する知識・技能の移転を図るということでございますが、計画どおり4回実施いたしまして、内容は18年度の報告のところに書いておりますが、実績値、[1]の②でございます、1つは、ODA事業ということで18年11月に1週間にわたりまして、東南アジア2カ国、フィリピンとマレーシアでございますが、10名をセンターに招いて、主としてHNSの漏洩事故に対する対応についての講習を実施したということでございます。それが1つ。

それから、16ページでございますが、一番上に書いておりますのは、その研修を実施

するためにフィリピン、マレーシアに私どもの職員が赴き、現地で実地調査を行ったというところでございますが、そのほかには次の欄、ODA事業のほか海技大学校からの委託によるJICA研修、財団法人海上保安協会からの委託によるJICA研修、それからこれも毎年行っておりますが、日本オイルエンジニアリング株式会社からの委託によるクウェイト人材育成プログラム、この4つの外国人研修をそれぞれ実施したというところでございます。

②でございますが、17年度に実施したアンケートの結果を18年5月末までに取りまとめて、改善項目があれば6月までに改善措置を行うということと、18年度の外国人研修についても研修終了後にアンケートを実施して、70%以上の参加者から訓練が有益であるとの評価を受けるようにするというところでございますが、右の実績値のところに書いておりますように、17年度のアンケート結果を分析した結果、特別改善してほしいという要望もなく、訓練委員会の方にも報告し、了承いただいております。

それから、18年度の評価のアンケートでございますが、4コースで40名が対象になったわけでございますが、全員の参加者から4段階の2段階までの有益であるとの評価、この4段階は、ベリーウェル、ウェル、フェア、ノットウェルですが、ベリーウェルとウェルで100%であったというところでございます。

それから、次の18ページでございますが、予算でございますが、自己収入の確保を最優先。予算は後ほどまた御説明いたしますが、自己収入の確保に努めたというところでございます。

それから、19ページは予算関連と、一番下に主務省令で定める業務運営に関する事項で、施設・整備に関する計画ということで、研修棟空調機のフロン代替措置・修繕とか、消防演習場の発電機機関部のオーバーホールを行うというところでございますが、20ページの実績のところにおいていただきますと、空調機につきましては、前年度に前倒しをして整備をしてしまったということ。それから、オーバーホールについてはまだ先送りできそうだということで、今年度以降に先送りをしたということで、それぞれ一般修繕だけを実施したというところでございます。

それから、②の消防船につきましては、1隻が定期検査の年でございまして、定検を実施する。訓練船についても1隻が定期検査、1隻が上架修理を行うというところでございますが、次の21ページに当該年度の取組みを書いておりますが、これも予定どおり消防船の1隻「きよたき」については定検を実施いたしました。それから、訓練船の「ひので」

も定期検査を実施して、「ホエール」については上架修理を実施したということで、予定どおりということでございます。

それから、人事に関する方針では、業務を行うに当たって効率的な業務実施が可能となるような適正な人事配置を行うということでございますが、右の取組みのところに書いておりますが、私どもは、船社、関係機関を含めまして、18年度まで18名の出向派遣を受けていたわけでございますが、19年度から、先ほど申し上げましたように、3名減らしまして、そのうち2名については前倒しで、19年1月1日から採用したわけでございますが、今後こういう形でだんだん出向者がある程度までは減らして行って、中長期的にプロパー職員をふやして、私どもの技術の伝承であるとか、そういったものやっつけていかなければ、2年、3年で替わる人だけに頼っていてもなかなかいかないであろうということでも、もう少し出向職員を減らして、プロパー職員を今後増やしていく。それに伴う人事管理も適正に行っていきたいというふうに思っております。

それから、次の22ページは人員計画でございますが、これは当初計画と変わっておりません。年度当初、年度末は職員としては29名の職員であるということでございます。

ちょっと長くなりましたが、これが業務実績報告書でございます。

次に、財務諸表の方を簡単に御説明させていただきたいと思っております。まず、事業ごとに御説明いたしたいと思っております。

法定勘定で、防災業務勘定とその他勘定に分かれておりますが、まず防災措置業務勘定の9ページを御覧いただき、防災措置業務勘定のバランスシートと損益計算書だけを中心に説明させていただきたいと思っております。

防災措置業務勘定のバランスシートでございますが、資産の部の合計が16億2,700万です。そのうち流動資産が3億4,800万でございますが、有価証券1億というのは満期が1年未満に到来するものでございます。固定資産が12億7,800万でございますが、このうち機械装置が1億7,600万。これは国や日本財団からの補助を受けて買った大型の油回収装置、トランスレックでございます。それから、投資その他の資産で投資有価証券10億9,600万、これは資本金とか日本財団の出えん金で構成しております防災基金を地方債を買って運用しているわけでございます。

負債の部が2億800万でございますが、固定負債で1億7,400万、これが先ほどのトランスレックの補助。資産見返補助金というのは国からの補助、資産見返寄附金が日本財団からの助成でございます。

それから、資本の部は、ごらんのとおり 4 億 8,500 万、国と民間、主として船社からの出資でございます。それから、資本剰余金、民間出えん金は日本財団からの出えん金でございます。

10 ページが防災措置業務勘定の 18 年度の損益でございますが、経常経費が 3 億 1,300 万、収益が 3 億 1,900 万ということで、572 万の黒字ということになります。

経常経費のうち、防災措置業務費が 2 億 7,100 万でございますが、このうち防災費というのが 5,175 万、これらが私どもが出動した 2 号業務の関係の経費でございますが、18 年度には件数としては 4 件発生したわけでございますが、そのうち 2 件につきましては年度内に決済ができませんでしたので、ここでは 2 件の分についてだけ費用並びに収入を計上いたしております。これに見合う収入は経常収益の手数料収入の防災負担金収入 5,326 万 6,000 円ということでございました。この差額はセンターの手取りといえは手取りという感じになるわけでございます。

それから、収入の防災受託業務収入 2 億 1,700 万、これは JOGMEC、国家石油備蓄基地に係る受託業務にかかる収入でございます。

ということで、防災措置業務も受託業務収入でもっている面がございまして、572 万のほぼ収支とんとんということでございます。

それから、次にその他勘定でございますが、総括表は後にいたしまして、各勘定ごとの説明をいたしますと、52 ページで、その他勘定の機材の業務勘定のバランスシートでございますが、資産の部は 5 億 7,400 万、そのうち流動資産が 3 億 2,000 万でございます。たな卸資産というのは 1 億 325 万でございますが、防除資材のオイルフェンスとか処理材とかそういったものの資産でございます。それから、固定資産が 2 億 5,300 万。機械装置 1 億 2,000 万は油回収装置を 10 基地に備え付けておりますが、その油回収装置でございます。それから、投資有価証券が 1 億 1,300 万ということでございます。

それから、負債の部では 1 億 4,500 万でございますが、このうち、流動負債の一年内返済予定長期借入金 1,400 万と固定負債の長期借入金 4,900 万、これが日本政策投資銀行から油回収装置を購入するために借りたもので、定時償還いたしておりますが、借入残でございます。

それから、資本の部の資本剰余金、民間出えん金 1 億 479 万 1,200 円、これは管理業務に充てる運営基金を各勘定に配分いたしておりますが、その運営基金の 40%分ということでございまして、管理費に充てるということでございます。

それから、次の 53 ページが機材業務勘定の損益計算でございますが、費用がトータルで 3 億 4,800 万、経常収益が 3 億 4,900 万ということで、163 万 8,000 円の利益ということで、ほぼ収支とんとんということでございます。昨年度は利益が 2,700 万ぐらい出たわけでございますが、今年度は収支とんとんになっておりまして、証明書の発行件数は 17 年度とほぼ横ばいでございますが、98.何%ということで、証明書の発行件数、業務量はそれほど減っていないのですが、証明書発行料収入 3 億 2,300 万が、前年度に比べまして 3,500 万ほど減収になっているわけでございます。これは 17 年 9 月に証明書発行料の単価の引き下げを行いまして、17 年度収入は 3 億 5,900 万ということで、引き下げ前の単価が 4、5、6、7、8 と 5 カ月分入っておりまして、17 年度収入に比べて 18 年度はもろに引き下げた単価でやっているということで、3 億 2,400 万の発行料収入ということで、3,500 万の減収になったということで、利益もほぼ収支とんとんになっているということでございます。

それから、58 ページを御覧いただきたいと思っております。消防船勘定でございますが、資産の部の 8 億 7,300 万で、流動資産が 2 億 9,000 万、固定資産が 5 億 8,000 万でございますが、固定資産の船舶 5 億 2,100 万というのが消防船 2 隻の簿価でございます。

それから、負債の部が 2 億 678 万でございますが、資産見返負債、資産見返寄附金というのは消防船に対する日本財団の補助でございます。

それから、資本の部としては、6 億 6,646 万ということでございます。

次の 59 ページ、消防船の 18 年度の損益計算でございますが、先生方も御記憶かと思いますが、従来消防船は大体赤字でございまして、4,000 万程度の赤字が出ていたのですが、18 年度は、経常費用が 3 億 9,700 万、経常収益が 4 億 900 万ということで、1,200 万程度の黒字に転換いたしました。黒字になった理由は、1 つは業務収入が伸びた。原油タンカーを中心として待機配置とかそういう警戒業務が非常に好調でございまして、17 年度比 1,400 万ぐらい収入増になっております。

一方、経費の方につきましては、一番上のその他業務費の 3 億 5,800 万の中の職員給与 1,167 万でございますが、これは私どもセンターの中の話でございますが、消防船業務から訓練所への職員の振りかえを行いまして、消防船業務で持つ人件費を 1 名減にしたということで、その分で 1,000 万強、1,200 万ぐらいの昨年と比べて負担減になっているということと、定期用船料、これは私どもの消防船 2 隻は特殊曳船に運航委託をお願いしているので、それに払っている定期用船料が 2 億 1,100 万でございますが、これがまた昨年に

比べまして 3,000 万程度減っております、1 つは委託先の船員の若返りで委託先の船員費が減になったということで、私どもの委託料を 1,300 万相当減らしてもらったということと、もう 1 つは修繕費の減でございます、先ほど申し上げましたが、「きよたき」は定期検査のための特別修繕もやったのですが、それは特別修繕積立金を取り崩しまして、2,600 万でやったわけで、ここには相殺されておりますから、その分の経費はかからないわけでございますが、その他の修繕費が 1,700 万ぐらい減っております、結局定期用船料が 3,000 万ぐらい減った等々のことによりまして、消防船事業は 1,000 万強の黒字になったということでございます。

なお、現在の分担金水準は、18 年度いっぱい従来は変更して、19 年度から新たな分担金を設定するという、消防船委員会にも何回かお諮りいたしまして、従来、償却相当分ぐらいの 3,000 万から 4,000 万ぐらいの赤字が出ていたのですが、その辺が確保できて、再建造費が確保できるような程度にまで必要最小限の分担金収入の改定をお願いしたいということで、19 年度から 13%程度の分担金収入の改定を御了解いただいております、19 年度からは新たな料金水準で現在やっているところでございます。

それから、訓練事業でございますが、64 ページを開いていただけますでしょうか。

訓練の貸借対照表で、資産の部の流動資産が 3 億 3,000 万、それから、固定資産が 21 億 3,500 万。有形固定資産が 12 億 1,800 万ということでございまして、建物、構築物等、それから投資その他の資産ということで、投資有価証券 9 億 1,400 万。これは訓練運営基金等を運用しているわけでございます。そういうもので資産の合計が 24 億。

一方、負債の方は、流動負債が 1,919 万、固定負債が 8 億 8,677 万ということで、合計 9 億 596 万ということでございまして、負債の主なもの固定負債の資産見返負債ということで、資産見返寄附金、これは日本財団からの助成 7 億 9,500 万。建物、施設等を作るに際しての日本財団からの助成でございます。

それから、資本の部は、これは合計で、民間出せん金 7 億 3,600 万、これは訓練基金等でございますね。運営基金の一部が入っております。ということで、8 億 2,303 万 6,000 円ということでございます。

訓練事業の 18 年度の損益計算でございますが、これも消防船と同じように比較的思ったより好調にいきまして、訓練事業も経常費用が 3 億 2,700 万、収益が 3 億 3,000 万ということで、経常利益が 228 万の黒というか、ほぼ収支とんとんということになりました。訓練事業も従来 1,000 万強ぐらいの慢性的な赤字だったわけでございますが、18 年度は

比較的うまくいった。これも1つには受講者が非常に増えて、約1割ぐらい増えて、受講料収入、ここの受講者負担金収入1億9,209万というのが10%強、12%ぐらい増えた。昨年に比べて2,200万ぐらいですか、増えたということでございまして、その分が黒字になった要因ということでございます。

なお、私どもといたしましては、消防船と同様なんですけど、19年度、今年度からここの中の海事財団からの補助、ここでいいますと、経常収益のところの寄附金収入が1,010万ございまして、これは海事財団の補助ですが、これは19年度からなくなるということでございまして、それから燃料費、私どもは第二海保で消防実習をやるに際して燃料を使っているわけですが、その燃料費の高騰ということ。それから、運用利息もだんだん引き下がるということで、こちらの訓練事業につきましても19年度から平均20%の受講料の改定を御了承いただいております、今年度は従来に比べて20%増の受講料改定で現在行っているところでございます。

それから、最後に調査研究事業でございまして、70ページを開いていただきますと、バランスシートでございまして、7億2,300万が資産の合計でございまして、流動資産1億8,700万、固定資産5億3,500万。固定資産のうちの投資有価証券5億3,300万は調査研究の基金でございまして、その運用で行っております。

負債の部が1,077万9,000円。

資産の部が7億1,232万2,000円ということで、資本剰余金、民間出えん金5億2,200万は日本財団からの出えん。その他の調査の場合は船主協会とか石油連盟とかそういうところからも若干いただいております。その基金でございまして。

18年度の損益計算でございまして、この調査研究事業も従来大体赤字だったのですが、18年度はこれも黒字になってございまして、経常費用が6,671万、経常収益が8,379万ということで、1,708万の黒字ということでございまして。この黒字は単純でございまして、要するに受託業務収入が増えた。6,094万が昨年度より2,500万程度増えてございまして、この増えた要因は先ほど申し上げたサハリンプロジェクトIIに関連した調査事業を受託したということで、4,750万でございまして、そのほかに日海防からの受託調査1,350万、合わせて6,090万になるのでございまして、昨年よりもこれで2,500万ぐらいの増となりまして、従いまして、利益も1,700万強の経常利益になったということでございまして。ちなみに、昨年は650万程度の赤ということでございまして。

ちょっと時間を過ぎました。申しわけございません。以上で終わらせていただきます。

【藤野分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいま平成 18 年度の業務実績の御報告いただきました。その後、ただいま終了いたしました財務諸表の御説明をいただきましたけれども、ただいまの御説明に対して何か御意見がございましたらお願いいたします。

【宮下委員】 プロパーのことで、常勤職員及び役員とか 3 ページでしたか。プロパー職員を養成するためにお金が余分にかかった。それは十分理解いたしましたけれども、この点について将来もこの職員の養成が必要であるとすれば、こういう形で毎年新たな追加のコストが増えてくるのではないか。そういたしますと、この点をどのように継続的にコストの減少——コストが上昇しているにもかかわらず、これをコストの減少に結びつけていられるのかというのが 1 点です。

もう 1 点は、ちょっとよく分からなかったのですが、時間外業務を必要とする 2 号業務が発生したと。これは結局は収益を生む業務なんですね。というのは、そういう事件が起こったので、通常であれば職員は動かなくてもいいんだけど、そのために実は出勤された。しかし、その見返りとして収入をもらっておられるんですね。ですから、ちょっとこの②のところをどのように物事を整理して、分かりやすく、通常の業務であれば幾らかかなり減っているわけですね。ここに書いてございますように、0.52%減っている。にもかかわらずプロパーの点と 2 号業務がある。これをここでしか説明できないのか、あるいは 2 号業務というのは収益を生むものでありますから、そのために出ていけば当然コストはかかるわけですね。先ほどの受託研究もそうですよね。たくさん受託を受けられれば職員の方は一定であって、その職員の給料は一定だけれども、たくさん受託があるから利益が出るという、そういう構造になっているわけですからね。そのあたりのところがちょっと説明が分かりにくいということです。分かったんですけどもね。全体を聞いたら分かるのですけれども、こういうような評価でいいのか。評価の仕方がこういう引いた形で評価されていますよね。

【栗原理事長】 はい。

【宮下委員】 給料を下げたと。給料を下げれば普通は人件費は下がるはずなんです。ところが、書き方も見直しを行うことによって人件費が上がったという書き方になっているんですね。それがまず大体分かりにくいということ。ここ全体が何となく幾つかのファクターが入り込んで、本来下げるべきことはやっておられるにもかかわらず、その他収益業務とか、あるいは長期的に今後やらなければいけないことが臨時的なものなのか、継続

的なものなのかが私たちに分からない。そのあたりを整理して説明していただかないと評価のしようがないということです。

【栗原理事長】 まことにごもつともな御質問で、おっしゃるとおりだと思うんですが、今の御指摘にうまく的確に答えられるかどうか分からないのですが、御指摘でございますので、補足的に説明させていただきますと、まず 18 年度当初の俸給表の水準を引き下げたということを書いておりますが、これは確かに先ほど申し上げましたように、給与構造改革の一環として職員も 4.6%とか、役員も 6.7%とか 18 年度当初から引き下げた。

ところが、実際には 18 年度の人件費算定に当たりましては、この俸給表は引き下げたのにもかかわらず、暫定措置というのがあるんです。これは私どもセンターだけではなくて、どの法人もすべてあるわけでございますが、要するに現在の職員の給料を 4.6%引き下げたから、職員の給料を 4.6%引き下げるわけにいかず、実際には職員の等級が上がるまで給料は現状維持でいく。だから、昇給が何年か先になるということで、将来的には効くということでございます。

新しくそのポストについた人、例えば役員なども引き下げておりますが、役員も 18 年度に新しくポストについた方もいらっしゃいますが、そういう人については新しい、改定後の減額された俸給表で適用になっておりますから、一部減収効果はあるのですが、職員につきましてはほとんど大部分が現状維持というか、何年か自分の現在の俸給水準になるまでは昇給がストップするという効果しかないのです、18 年度は俸給表の改正をやったから、それが直ちに人件費の引き下げにすごく貢献したかという点、必ずしもそういう点ではないということが 1 つ。

それから、次にプロパー職員の採用、それに伴う前倒しの教育訓練の経費が増える。今後とも増えるのかと。こういう話でございますが、確かに当面の話と将来的な話とあるわけでございますが、実は確かに 2 カ月、3 カ月前倒し訓練——今後もやるかどうか分かりませんが、前倒し訓練をやれば、それは 18 年度、19 年度定員に比べて 3 カ月間は過員になるというか、定員以上となっているわけですね。

ところが、私どもコスト削減で期待しておりますのは、要するに出向者を返して後でプロパーの職員を採用するわけですから、来ていただいている出向者と私どもがここで採用する若手職員との間にはかなり給与格差が、具体的に年収で言いますと、200 万、300 万ぐらいの差があるわけです。だから 2、3 カ月前倒しをしても将来的には、ある意味では 18 年度前倒しというのは先行投資という意味になるのかもしれないですね。かなりのポ

ストの人たちにも来ていただいておりますから、係長とか何とかいう人に来ていただいて、そこで全く私ども学卒を採用したり、中途採用したりしているので、職員の養成を急がないといけない、戦力低下になってはいけないという面はあるのですが、人件費のコスト面だけで言いますと、たまたま 18 年度は、19 年 1 月から 3 カ月間は前倒しになってしまいましたから、人件費の減収効果はございませんけれども、19 年度以降はそれがかなり効いてくるわけです。1 人 200 万、300 万ぐらいの人件費節減効果が出てくる。今後ともこれは役所の方との話し合いなのですが、最盛期には 13 名の出向者、海上保安庁から 12 名、財務省から 1 名来ていただいておりますが、それをどの程度まで減らすかというのは、これはまだはっきり分かっておりませんが、19 年度、20 年度それぞれある程度減らしていこうということになると、これでかなり実は減収効果が出てくるであろうと。人件費の削減効果が出てくるであろうというふうに思っております。従いまして、18 年度の増は 19 年度以降の採用についても多少前倒しということもあるかもしれませんが、それよりも本体の給料の削減効果の方が圧倒的に大きいと考えているのが 2 点目でございます。

それから、3 番目の時間外手当でございますが、これは収益を圧迫しないのかという話でございます。これは実は 2 号業務、防災業務というのは大体保険に入っており、保険でカバーしているわけです。従いまして、時間外手当につきましても 100% 保険が出ておりまして、損益計算書の防災措置業務勘定の中の経常費用、防災費の 5,175 万の中、この中に超勤部分の経費は入っているわけです。その部分は収入として当然経費として認められますから、防災負担金収入の 5,326 万の収入の中にも当然入っているということで、直接的にはこの人件費の増、超過勤務手当の増は、言ってみれば収益には余り関係しないというか、影響していないというか、要するに保険でカバーして、保険で請求して、それで払っているという形になっております。

【宮下委員】 人件費は相殺されているということですね。

【栗原理事長】 相殺されていると言えば相殺されている。そういう形です。

【宮下委員】 ですから、ここに入れしてしまうと、マイナス効果が高くなる……。

【栗原理事長】 ただ、相殺されても 5% 削減の人件費の範疇には入れなさいとなっているわけなので、人件費の中には退職手当などを除いた超勤手当などについてもすべて入れるということになっているから入れているだけなのであって、これでもって収益の足を引っ張っているとか、そういうことではない。

【宮下委員】 そうですか。80% ほど分かりました。

【藤野分科会長】 宮下先生、よろしゅうございましょうか。

どうぞ、今の点に関してでも構いません。そのほかの点でも構いません。センター理事長の方から御説明がありました件につきまして御意見ございましたらお願いいたします。

【河端委員】 今の件など、この表現の仕方ですけれども、その他適切な評価を行う上で参考になり得る情報の欄にこの時間外手当は業務が増えたために発生したので、それに見合いの収入はあったというようなことをコメントされておくと分かりやすいのではないのでしょうか。

【藤野分科会長】 よろしゅうございましょうか。

【栗原理事長】 はい。

【藤野分科会長】 では、そのように。

そのほか御意見ございましたらお願いいたします。

それでは、特にそのほか御意見はございませんようですので、1つ皆さんにお諮りいたしますが、まず財務諸表についてでございますが、これは国土交通大臣がこの財務諸表を承認するという段階に入っていくわけですけれども、当分科会としては、本日御説明いただいたこの財務諸表に今幾つかの御意見はいただきましたけれども、大きな意見なしということではよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

もう一方の実績報告につきましては、これはこの後の実績評価に絡んでおりますので、実はこの後若干10分ほどの休憩時間をとりまして、その後、実績評価シートの御審議をいただきますので、そのときにもまた改めていろいろ御意見がございましたら承りたいと思います。そのように進めたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、ここで今申しましたように10分ほどの休憩時間をとりたいと思います。ちょうど今たまたま3時ちょっと過ぎたところでございますので、3時10分から始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、一旦ここで休憩とさせていただきます。

【野久保課長補佐】 次の4番目の議題につきましては公開することができないとなっております。傍聴の方につきましては再度また呼び込みをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、休憩とさせていただきます。

〔暫時休憩〕

#### ④ 平成 18 年度業務実績評価について

【委員】 それでは、予定の時間となりましたので、審議を続けたいと思います。

それでは、議題 4、平成 18 年度業務実績評価に移ります。

まず最初に全般的なことを事務局の方から御説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局の方から業務実績評価の手法について説明させていただきます。

評価ですけれども、お手元の参考 2 というペーパーを御覧いただきたいと思いますが、ここにあります「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」に従いまして行っていただきたいと考えております。

業務実績の評価におきましては、18 年度の年度計画の達成状況が中期計画の達成に向けてどのような実施状況にあったのかが論点になります。18 年度の計画とその実績につきましては先ほどセンターから説明がありましたとおりでございますが、資料 3-1、業務の実績報告書、資料 3-2、業務の実績報告書に詳細に記載してございますので、これをもとに評価をしていただければと考えております。

これらの内容に基づきまして、評価シート、これは資料 4 になろうかと思っておりますけれども、この資料 4 の評価シートに基づきまして各項目につきまして評価をいただくこととなります。

改めまして参考 2、国交省所管独法の業務実績評価に関する基本方針を御覧いただきたいと思っております。このペーパーの中ほどの枠内に具体的な評価の基準が記載されてございますが、5 段階に分かれましております。まず「中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる」場合は 5 点、「優れた実施状況にあると認められる」場合は 4 点、「着実な実施状況にある」という場合には 3 点、「概ね着実な実施状況にある」という場合には 2 点、「着実な実施状況にあると認められない」場合は 1 点の基準に従いまして 5 段階で評価をいただくこととなります。

次に、先ほど申し上げました資料 4 の評価シートをごらんいただきたいと思っております。この最終ページを御覧いただきたいと思っておりますが、ここに総合的な評定の業務運営評価がございまして、これにつきましては今回審議いただく項目の合計点数が基準となります。各項目の合計点数を項目数に 3 を乗じた数で割った数値が 120% 以上の場合「極めて順調」、

100%から 120%未満の場合には「順調」、80%から 100%未満の場合には「概ね順調」、80%未満の場合には「要努力」との業務運営評価になります。

今回のセンターの評価におきましては、19 項目ございますので、仮に合計点数が 57 点の場合には、その分母が項目数 19 の 3 倍の 57 となりますので、57 割る 57 で 100%ということになりまして、評価は「順調」ということになります。

また、その下にあります総合評価につきましては、総合的な視点から法人の業務の実績、あるいは業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式によりまして法人の業務実績の全体像を明確にしようとするものでございます。記述すべき点など幅広い御意見をお願いできればと考えております。

なお、評価の実施に当たりましては、円滑に審議をいただくため、これまでの評価等を参考に業務実績評価シートの事務局試案を作成してございます。これはただいま皆様の机の上に配付させていただいたペーパーでございます。先ほどの評価シートの左側半分は同じでございますが、評価点と評価点に関わるポイント等を簡潔に事務局試案として記載してございます。

事務局試案ですが、資料が多岐にわたっておりますため、そのポイントを一目で把握した上で、さらに議論を深めていただくために作成しているもので、業務実績評価シートの様式を便宜的に利用させていただいております。

それでは、事務局試案を議論のたたき台として活用いただきまして議論いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**【委員】** それでは、評価のやり方等全般的なことは今事務局の方から御説明いただきました。今の御説明に何か御質問ございますか。御意見ございますか。

特にございませんようでしたら、それでは席上配付という資料、これに基づきまして項目ごとに御審議いただきたいと思っております。

昨年度までですと、分科会長の私案という形でたしかこの席に出ていたと思いますが、今回は分科会長が事前には決まっていなかったということもありますので、全く白紙の状態から議論するというのももちろんあり得るわけですが、必ずしもそれは議論を効率よく進めることにはならないだろうと思っておりますので、こういう形で議論のたたき台だと。もちろんここにある評価点というのは我々の議論の中で変え得るものでございますから一つ一つ順を追って御審議いただきたいと思っております。

従来はどうされていましてか。分科会長が一つ一つ読み上げていってましたかね。

私の方で簡単に読み上げていきましょうか。

まず1ページあけていただきますと、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」ということから始まっていきます。

(1)「業務運営の効率化の推進」ということで、18年度の計画は、そこにアンダーラインしてあるように、「平成18事業年度の決算においても、中期計画の目標値を達成することとする」ということをございまして、具体的な内容については先ほどセンターの理事長の方から御説明がありましたようでございます。ちなみに、この試案としては、その「計画と実績のポイント」のところを見ていただきますと分かりますように、平成18年度の一般管理費は、14年度に比べて約23%に相当する額を減額したということで、中期計画の目標値を達成したということで、議論のたたき台としてまず評価を3とされておりますが、この点につきまして委員の方々、いかがでございましょうか。

【委員】 先ほど説明で昨年の実績というか、紹介があったと思うんですけども、たしか21%ですか。

【海上災害防止センター】 23%です。

【委員】 23ですか。

ちなみに去年が23%で評価としては幾つだったのでしょうか。

【委員】 去年の実績評価がありましたらお願いいたします。

【事務局】 去年は4になります。

【委員】 ということで、御意見はどういった御意見でしょう。

【委員】 13%という目標に対して22なり、23がどういう評価になるのかというところかと思えますけれども、昨年の評価からすると、今年も4でいいのかなと、私個人はそういう気がいたします。

【委員】 そういう御意見を賜りました。

【委員】 これは意思統一する必要があるのかと思いますのは、多分一般管理費の中で大きいのは事務所の家賃だったかなという記憶があるんですが、そうすると、これは1回やっしまえば毎年効いてくるんですよね。だから、1回事務所の家賃を下げたことにより、4年間全部4だ。変な言い方をすると、ほかの方にあんまり影響なくて4になってしまうという部分があるのかなと。そうすると、単年度で見るのか、中期計画の途中の過程として最終ゴールに向かって今年もやっているということになるのかによって評価が変わってくるのかなという気がするんですけど。

【委員】 どうもありがとうございます。

私の方から確認ですけれども、ちなみに事務所の移転はいつ実施されたんですか。

【海上災害防止センター】 移転は 15 年 12 月で、16 年 1 月から今の横浜に移っています。

【委員】 そうすると、まず最初に 16 年度に評価されたわけですね、事務所の移転というのは。16 年度の評価というのは多分同じような議論があったような記憶が私もあるのですけれども、どうでしたかね。

【委員】 多分ここで2つ考慮しなければいけないと思うのは、1つは今年度の評価から5を与えとか、特に上について、4、5についてやや厳しめにしていこうというようなコンセンサスが全体的にあると聞いていますので、そういう問題がまず1点あるというのが前提になると思います。

個人的には確かに事務所の移転がこのセンターの場合大きかったということは言えるのですが、特に一般管理費というのは、これは別のところでも議論になったのですが、最初に絞るのは簡単なんですね。だけど、一旦絞ったものを、かなり乾いてきたぞうきんをさらに絞るのは大変なので、家賃の問題は別としても、普通はだんだん絞りにくくなるのは事実なんですね。その中で 20%台をずっと維持しているというのはかなりすごいことだと私は個人的に思いますので、17 年度が 23.1 で、18 年度が 22.8 というのはかなり高く評価してもいいのではないかと思います。

そのことを考えるならば4でも全く問題ないと思うのですが、1点前提として今年度あたりから全体的に評価を厳しくしようということを実行に受けとめると3というふうに事務局は考えられたのかなとちょっと勘ぐったのですが、しかし、いずれにしてもざっと見ますと、4もそれほど多くないですし、5がついていないので、ここは今までの経緯を考えて、それからさっき申し上げたように、通常一般管理費の削減というのは当初は簡単ですが、だんだん難しくなっていく中で、18 年度も同じ水準を維持したというのは、私は高く評価して4にしてもいいのではないかと思います。

【委員】 御意見ありがとうございます。

そのほか、今の評価に関しまして御意見ございましたらお願いいたします。

【委員】 事務局が去年4であるにもかかわらず3を出された理由というのを伺いたい。

今の先生のお話、非常に分かりやすいので、乾いたぞうきんの話はよく分かるのですが、ただこれをちょっと見ますと、14 年度と比べて 23%ということは、去年も 14 年度と比べ

て二十何%、今年も基準は一緒に 23。結局ほとんど乾いたぞうきんで絞る余地がないということになってしまっているんですね。そのように実は考えまして、どうなのかなということ、事務局の真意をちょっとお聞かせいただければというのが私の質問なんです。

【委員】 それではどうぞおっしゃってください。

【事務局】 事務局から答えさせていただきます。

基本的には 13%削減のところ、20%を超える削減というのを実績として出してきているわけですので、事務局としてもかなりよくやっている、4 ぐらいでもいいのかなという正直なところはございますが、今年から評価の方法が少し厳しくなったということと、昨年と比べて若干増えているというところがございまして、3 点という評価が妥当ではないかということで、私どもはそのような案を出させていただいております。ただ、13%に対して 20%を超える削減率を維持しているというところでございますので、良い点をいただければ、その辺は私どもも非常にいいというところでございます。

以上でございます。

【委員】 今のような事務局の考え方でございますが、それを踏まえて、先生はどのようにお考えでしょう。

【委員】 その絞り方、1 滴が足らなかったということですね。23.1 に対して 22.8 だったというので、0.3%少しということ、私は最初 4 でもいいかなと思ったのですが、結局はさっき先生がおっしゃったような全体としての 4 か 5 かという、そういうところにくるのであれば、それに従いますが、個人的には 4 でもいいのではないかという気はいたします。

ただ、もっと上の方で決められた基準が昨年より少しきついということであれば、そのところはちょっと私には分かりかねますが。

【委員】 ありがとうございます。

私がさっき聞いたことに関してはいかがでしょう。

【事務局】 事務所を移転した 16 年度の評価につきましては、4 段階となっております。最高点がついております。

【委員】 当時は 5 段階ではなかったんですか。

【事務局】 4 段階です。

【委員】 5 段階になったのは昨年度からですね。

【事務局】 はい。

【委員】 分かりました。

そのほか、この評価につきまして3か4かということで、若干4を差し上げてもよろしいのではないかという雰囲気は少し多いように私は思いますが、御意見ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。遠慮なく御質問ください。

【委員】 センターの方に伺いたいのですが、家賃というのは平成17年と平成18年で変わっていないのでしょうか。

【海上災害防止センター】 家賃というのは……。

【委員】 事務所の家賃経費です。

【海上災害防止センター】 17年度と18年度ですか。基本的には変わっておりません。

【委員】 家賃はずっと固定で何年か契約されているんですか。

【海上災害防止センター】 19年度から家主の要請を少し受け入れまして、それまでは一緒です。

【委員】 そうすると、来年は厳しい……。

【委員】 そのほか御意見ございましょうか。

これは私が何か申し上げないと決着がつきませんので、遠慮なく申し上げさせていただきますと、先生がおっしゃるように、一般的に一般管理費というのは黙っているとだんだん増えていく。ただ、この数字の実績に関して大きく寄与しているのは事務所経費だということで、それは余り変わっていないということですが、3でもいいんだという評価もあるし、いや、ここまで努力しているんだから4だという評価もあるようですねけれども、恐らく相当努力されているだろうと。一般管理費をこのレベルで止めているということの評価して、それでは4というふうには私は御提案したいのですが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 どうもありがとうございます。

それでは、ここは4とさせていただきます。

では、続きまして、同じ「業務運営の効率化」に関する第2番目の項目でございまして、②というところでございます。

これはさっき少し議論になったところでございまして、当初18年度計画は0.3%の人員費を削減するというところで計画になっていたわけですねけれども、実際には数字で言うと、

減額ではなしに、0.65%の増額になった。その理由につきましては先ほど議論があったところです。1つは、プロパー職員の早めの採用、もう1つは、事故対応の人件費が、事故対応の期間が長引いたことによって思いのほか費用がかかってしまったということで、そのことを勘案すると、当初の目標はほぼ実は実現していたのだけれども、今のようなことがあったので、増額になったということですが、そういうこともあるので多少増額にはなっているけれども、順調に推移しているだろうという事務局の試算だろうと思います。それが3だと思いますが、この点いかがでございましょう。

【委員】 センターに質問なのですが、先ほどの説明でも今後出向の方を減らして、それをプロパーの方に切りかえていくことで当然人件費の削減が見込めるという話だったのですが、当初のいわゆる中期計画の例えば22年度の時点では今の計画を進めていくと、出向の方をプロパーの方でリプレースすることで、今の時点での試算ではどのぐらい人件費は減りそうなのでしょうか。

つまり、問題は、あくまでも今議論しているのは平成18年度の年度のことについての評価なので、率直に言うと3というのはちょっと甘いかなと思うんですが、ただ、それがすごく過渡的な措置であって、前倒しにすることが結果的にはプロパーの人を育てて、平成22年度ぐらいまでにはかなり人件費が安くなるための措置だというのが明確にわかればこれは3でもいいかなという気がするんですね。その辺の因果関係がはっきりしないと、18年度だけで見ると、これは理由はどうであれ、ちょっと厳しいかなと思うので、その辺もしお分かりだったら教えていただきたいのですが……。

【海上災害防止センター】 将来的に何名まで出向者を減らしてプロパー職員を採用するかということは明確な計画は実は無いんです。これから保安庁の方とも御相談しながらできるだけということで、一番最高で12名、財務省から1名だったのが、半分ぐらいを目途にというようなことを言われているのですが、私どもも人件費が削減になればいいからといってどんどん削減していたのでは私どもの仕事もやっていけない。新しい人、人件費の安い人を採用すればいいというものでもございませんから。なかなかその辺が将来の見通しとしては難しいんですが、先ほど申し上げたように、現在3名プラス、19年度にもう1名、4名ぐらいの交代が起こりそうなのですが、実はこれはコスト削減の目的として必ずしもやったわけではないので、むしろプロパー職員の養成とか、あるいは海上保安庁の方からも出向者を減らしたいという要請とか、そういうようなところから話が出てきたのですが、それが私どもの人件費のコスト面で見ると削減の非常に大きな要素にもなる。

先ほど申し上げたように、前倒しということで多少の経費増が 18 年度はかかったけれども、19 年度 4 月以降は出向者を返して、プロパー職員を採用してやっているわけですから、その人件費が平均で言うと 1 人当たり 200 万、300 万というふうには見込んでいます。私ども人件費 5% というのは 3 億の 5% ですから、1500 万円減らさなければいけない。1 人当たりでもかなりの削減になるのはなる。単純な机上計算をしますと、5 人ぐらいでそれなりに収支は合うのですが、ただ、一方、新しい業務をやれば増員とか何とかというような話もあるかも分かりませんし、なかなか難しいので、先々の明確な見通しは立ててないのですが、見通しとしては出向者をプロパーに代えることによって少なくとも 19 年度以降効果が出てくることは間違いないと思っています。

【委員】 もう 1 点確認なのですが、前倒しで 2 名の方を 3 カ月先にとということなのですが、そうすると、当初の定員から言うと、この 3 カ月間は 2 名分増員状態だったという理解でいいんですか。つまり 19 年 4 月 1 日からどなたかなくなったりすることで、定員としてはもとの水準に——質問の趣旨は、これは前にも議論したのですが、センターは非常に仕事をやっておられるんですね。当初行革というのは人数を減らすことがかなり優先されて、数の上で減らせばいいというような、ちょっと言葉は悪いですが、そういうところが先行していたことがございまして、これは前にも議論して、センターはそれに比べてむしろ仕事が増えているし、重要性が増えている。そうなってくると、新規事業をやったり、また緊急時の対応などで、将来的には人数を増やさなければならない状況もあるだろうという議論をしましたよね。検討委員会にも私は入っていましたので、かなりそういう議論をしました。

そうなってくると、単に減らせばいいという問題でいくと、今後このところずっと永久に評価が低いということになるので、私は中間見直しではこれは大きな問題として取り上げるべきだと思っていますが、現時点ではちょっと変えられないので、そこでお聞きしているんですね。

これがセンターの仕事内容に合わせていけば、人数を減らしたり、人件費を削ることよりももっと重要な方向性があるだろうというのを皆さんに理解していただいて、評価委員会でもそうだろうという判断が出れば、このところでは単年度で見れば 0.3% 削減は実現していないけれども、もっと別の視点からこれは致し方ないことだとなれば、これは当然いいと思うんです。

そのためには、確認しておきたいのは、19 年度採用予定者 2 名が 3 カ月前倒しになっ

たときに、19年の1、2、3月の時点では増員状態になっていて、19年4月からはもとの水準になったり、そういうことになってたのかどうか、事実を確認したいんですが。

【海上災害防止センター】 独法の定員管理というのは、要するに29名の定員でやれということを言われているのかどうなのかですね。現在定員は何名ですというのを3月31日現在とか4月1日現在で役所に届け出ることがございますが、認可予算とか何とかみたいに、おたくの定員は29名ですから29名でやりなさいということを独立行政法人の我々に対して明確に定員を言われているという意識はないんです。

【委員】 明確ではない……。

【委員】 委員のポイントは、そういうことと、もう1つ、非常に短期的に今この人が増えたことによって、29を超えているんですか、それとも……。

【海上災害防止センター】 超えたといっても過員とか何とかという状態だという意識はないです。

【委員】 いわば引き継ぎ期間だという感じですね。

【委員】 そういうことですね。

【委員】 その3カ月だけは31人になっていたということですね。

【海上災害防止センター】 そう、31人です。

【委員】 ということを踏まえますと、委員、御評価はいかがですか。

【委員】 それだったら3でいいんじゃないかなということですね。

【委員】 ということは、御支持の御発言だと思っていい……。

【委員】 ええ。

結局問題は評価表の宿命でもあるのですが、いろいろな事情というのはどうしても出てこないで、最終的に世の中に出たときにはこの表だけがひとり歩きしますから、そこで我々が議論したことはどうしても出てこない。ちゃんと議事録を読む人はきっと少ないですから、その中で最終的に、一見すると0.3%マイナスと言っていたのが、0.65%プラスになって、何で3になったのかと言われたときに、いやいや、実はこういう議論だというのがこの参考事項なりでしっかり言えていけば問題ないのですが、言えないような状況でお気の毒だから3にしましょうというのはちょっとおかしな話なので、それは責任問題にも発展しかねないので、そのところがはっきりすればいいのではないかなということと、もう1つは、やはりこのあたりの議論をフォローしていない人でもわかるように、参考事項のところで、先ほど委員もたしかおっしゃっていましたが、もう少し分かりやす

い書き方で、最後の2号業務云々よりももうちょっと大事なことがこの中では多分今議論されていると思うので、そのあたりを書いていただいて、引き継ぎ期間で増えているから、非常に過渡的なことだというのは皆分かると思うということです。

【委員】 どうも御意見ありがとうございます。

基本的にはあえて3を2にする必要はないという御意見と理解してよろしいですか。この評価を下げるということではない。今のような過渡的な状態でこうなっているということ。

はい、分かりました。

そのほか御意見ございましょうか。

【委員】 3でいいと思います。

【委員】 それでは、3という評価にさせていただきます。

引き続きまして、(1)の③、18年度計画、アンダーラインされております。「年度当初に俸給表の水準を平均で4.8%引き下げ、給与カーブのフラット化、枠外昇給制度の廃止等を行う」ということで、これに対して当センターはそれぞれそれを実施したということで、順調に目標を達成したということで3という評価を事務局では提案していただいておりますが、これについて御意見いただきます。

【委員】 質問ですが、枠外昇給制度廃止と書いてありますけれど、枠外昇給制度というのはどういうものですか。

【海上災害防止センター】 従来の俸給表をオーバーしたような人が、例えば総務部長などで来た場合には、今までの給与水準を下回らないようにということです。

【委員】 これは国家公務員の制度ですね、一般的に。大学もそうございました、国立大学も。

【海上災害防止センター】 それはもう廃止して、今度は俸給表全体を改定いたしまして、枠内に入るようにしたということでございます。だから、これが直接コスト削減になるとか、そういう話ではないのかもしれないです。

【委員】 この評価についてはいかがでしょう。

【委員】 私は3で結構だと思います。

【委員】 そのほかにも御意見ございますか。

【委員】 では、特段の御意見がないようでございますので、これは順調に目標をクリアしたということで、評価は3とさせていただきます。

続きまして、その下でございまして、④、18年度計画のアンダーラインのところだけ読み上げますと、「平成18事業年度の決算においても、中期計画の目標値を達成することとする」ということで、実績と計画のポイントは、「中期計画の目標を達成する」という計画でしたけれど、結果としては、そこにございますように、平成18年度の事業費は14年度に比べて41.7%に相当する額を減額したということで、中期計画の目標値を達成したということでございます。参考事項として右の方に数値を掲げられておりますけれども、評価としては4という評価でどうだろうかというのが事務局の試案でございます。

どうぞこれについて御議論いただければと思います。

それでは、特に御発言はないようですので、やはり相当の努力をされ、この目標値を維持されたということで、4という評価にさせていただきます。

続きまして、今度は(2)「関係機関等との連携の強化」ということで、またアンダーラインのところだけ目を通していただきますと、「これらの地域の訓練に合わせて油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する」ということで、それに合わせた計画をセンターとしては立てられ、結果としては、それぞれ予定された訓練等を実施し、関連機関との連携を強化したということで、これも順調にこなしたということで、3という評価でございます。

いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 どうもありがとうございます。

では、ページを繰っていただきまして、3ページでございます。

18年度計画でいいますと、(3)になります。またアンダーラインのところだけ読み上げさせていただきます。

「関係業界・団体と協議する等して防災措置業務をより効率的かつ効果的に実施する具体的方策を検討する」。これが計画で、そういう計画に対して実際の結果は、そこに書いてあります「日本財団、日本船主協会等海運関係業界・団体のほか石油・石化企業等の陸上企業とも協議し、センターによる危険・有害物質(HNS)に関する防除体制等の検討を行った」。これは試案では4という評価がついておりまして、それへの参考事由として右の方に書いてございます。先ほどもセンター理事長から御説明があったとおりでございまして、特に近々に迫るHNS防除の法制化の下での実施に向けて、その準備に相当の努力をされたということで、恐らくこれは4という試案だったのだらうと思います。

この点につきまして御意見いただければと思います。どうぞお願いいたします。

【委員】 年度計画が効率的かつ効果的な具体的方策を検討ということになっているわけですが、実際は防除体制等の検討を行ったということで、もう1つ、どういう検討なのだろうというような気がしないでもないんですけれども。

【委員】 その点、具体的な補足説明をしていただけると……。

【海上災害防止センター】 効率的かつ効果的というのは、私どものメインの防災業務が非常に慢性的に財政赤字であって、防災業務だけではいつも赤字になるということではだめで、第1期経過期間中に財政基盤の強化、事業基盤の強化も含めてどういう方策があるかということを検討しろという理解、より効率的・効果的というのはそういう意味で、防災事業の財政基盤、経営基盤の強化を検討しろと、このように理解しているわけで、先ほど申し上げました法律改正に伴うHNS業務への取組みと申しますか、進出することによって、防災業務の収支勘定、財政基盤というのはかなり強化されていると申しております、そういう意味では効率的——効率的というのは防除業務を効率的に行うということだけではなくて、防災事業そのものを効率的・効果的に推進するということにも資するのではなかろうかと思っているわけです。

【委員】 御質問、よろしゅうございましょうか。

私の方から1件確認させていただきます。

4という評価をつけたのは、当初の計画よりかなりすぐれた活動をされたということだろうと思うんですね。先ほど委員からも4、5をつけることに関してやや近年は厳しい評価があるのだということでしたけれども、ちなみに今挙がっているHNS防除に関する防除体制の構築というのは、18年度の計画をするときにはまだ明確に定まっていなかったのでしょうか。この18年度に新たに出てきた問題であって、それに積極的に当センターとしては取り組んだと、そういうことでしょうか。そういう評価であれば4という評価もあり得るかなと私は個人的に思いますけれど。

【海上災害防止センター】 ここにも書いておりますし、先ほど委員もおっしゃっていたのですが、私ども海上防災事業に係る検討委員会というのを設けまして、センターの将来のあり方について検討したのですが、その検討の結果をまとめたのがこの報告書ですが、18年2月に報告書をいただきまして、その中にセンターも中核的な防災機関としてHNS業務にも積極的に取り組んでいくべきであるというような話がございました。法律改正がなされたのは18年6月でございますが、当然それ以前に例のOPRC-HNS

議定書の批准の話もございますし、国会に法律が出されたのは 18 年の 1 月か 2 月かですか、そのころにはもう法律改正の準備、国会での法律の審議を 18 年の通常国会で通ったわけでございますから、そういう意味では 18 年度当初からこれに取り組むということは計画を立てた段階では事実上……。

【委員】 見えていた……。

【海上災害防止センター】 見えていたということでございます。

【委員】 しかし、これを非常に積極的にやりましたという、これは評価ですね。4 というのは。その辺を委員の先生方がどう判断されるかでございます。

【委員】 私は、船社ということでここに掲げてあります船主協会のメンバーにもなっております。そういう意味でこの HNS については非常に興味を持っておりまして、新たな立ち上げというか、防災体制ということでかなりセンターとしていろいろと努力された船主協会としては評価しておりますので、4 でよろしいのかなと思っております。

【委員】 御意見ありがとうございます。

そのほか、御意見ございましたらお願いいたします。

【委員】 私も横からセンターの活動をいろいろ伺っていましたが、OPRC-HNS 議定書を日本が批准する。世界的にも発効するというのが見えてきたころから、変な言い方ですけど、これはビジネスチャンスだというふうに捉えられたのだと思いますが、その中でその条約の枠組み、あるいは新しい法律の枠組みの中でセンターが活躍できる、活動できる道はないのかというふうに非常に積極的に探っておられて、それがこういうような結果になったと思うので、4 でいいのではないかと思います。

【委員】 どうも御意見ありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。

それでは、4 という評価をサポートする御意見を複数いただきましたので、4 という評価にさせていただきたいと思いますが、御異論ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

では、続きまして、4 ページ目の方に行きます。大きな 2 でございまして、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」ということで、(1) の海上防災措置実施事業の中身でございます。4 ページ目に行きまして、「契約防災措置実施者の能力向上」ということで、具体的にはそこに今アンダーラインが施されていますように、「28 名の監督職員の研修を行い、契約防災措置実施者

の能力向上を図る」ということで、当初のそういう目的に対し、当センターは 18 年度に当初どおりの目標を順調にクリアしたということで、3 という評価が提案されておりますが、いかがでございましょう。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 異議ございませんようですので、それでは、これは3とさせていただきます。

続きまして、その下、片仮名のイでございまして、「巡回研修会」。これもここに書かれておりますように、具体的な回数、具体的な場所で巡回研修会を行うということで、これにつきましても当初どおりの成果を上げられているということで、順調に業務が果たされたということで3という評価でございまして。

いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 それでは、これも3とさせていただきます。

続きまして、4 ページの一番下でございまして、(2) の「機材事業」。18 年度の計画は、そこにございますように、全国 33 基地に配置されている排出油防除資材について必要な保管、点検を行い、不具合が出た場合には必要な修理を行うというようなことが謳われ、かつまた、次ページにわたりまして、それらについては各種装置の作動も確認する、あるいは手入れを実施する等々という目標が掲げられておりまして、これについてはそれぞれ掲げられた目標を順調にクリアされているということで、試案は3という評価でございまして。

いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 よろしゅうございましょうか。

それでは、これも3とさせていただきます。

5 ページ目の上から2番目、②、排出油防除資材を管理運用している 33 基地において、搬出訓練、あるいは油回収装置の管理運用に関してそれぞれ 10 基地において運用訓練を行う。そこに具体的な数字を掲げた目標がございまして、これにつきましても目標どおりの訓練を実施したということで、順調に果たされているということで、評価3でございまして。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございます。

では、5ページ目の中段にいきまして、(3)の海上防災訓練事業ということで、アンダーラインのところだけ目を通しますと、標準コース、あるいは消防実施コースをそれぞれそこに掲げられた回数だけ実施しますということが目標となっておりますが、それらにつきましても順調にクリアされているということでございまして、提案の評価は3でございますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 よろしゅうございましょうか。

それでは、3とさせていただきます。

では、5ページから6ページにかけましてですが、「有益な訓練の実施」ということで、行った訓練がどういうふうに評価されているかということでございまして、それについては訓練終了後に参加者に意見を問うということになっておりまして、例えば具体的に言いますと、訓練が有益であったという評価が70%以上の参加者から得られるようにというのが、例えば数字で上がった具体的な目標ですが、それらにつきましてもアンケート調査した結果、かなり高い評価を得られているということが先ほど御説明がありました。そこを読み上げることはいたしません、ということで、これも順調に業績を上げられたということで3という評価をここでは試みに出されておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 それでは、3とさせていただきます。

それでは、続きまして、6ページ目の一番下でございます。(4)調査研究事業。18年度にどういう受託事業を行うかということの説明は先ほどございました。結果としては、それらの当初予定された事業は順調にクリアするとともに、当初計画されてなかった事業として新たに北海道における流出油対応専門家会合の運營業務を立ち上げた。積極的に当センターがそれに寄与している。あるいは九州中核エネルギー基地の海上防災に関する調査研究というような新たな受託事業を受けて、それに対して積極的に貢献しているということで、これは評価4という御提案でございます。

いかがでございましょう。

【委員】 質問ですが、ダブルハルトンカーのボイラーオーバーの実験研究をされたと思えますが、それもこの項目に入る活動ですかね。具体的にこのコメントには特に触れていませんが。

【海上災害防止センター】 財団助成事業……。

【委員】 別の項目ですか。

【海上災害防止センター】 いや、受託事業と財団助成事業とあって、今おっしゃったのは財団助成事業のところに書いてあります。

【委員】 これはこれで言うところには触れられていますか。

【海上災害防止センター】 これはタンカー火災の消火に関する調査研究です。

【委員】 そこに入っているんですか。

【海上災害防止センター】 はい、そうです。

【委員】 ということでございます。よろしゅうございましょうか。

【委員】 はい。

【委員】 そのほか御意見ございましたらと思います。

特にここは少し高い評価を与えているということで、その理由は先ほど理事長の方から御説明がありました。

【委員】 収入が増えたという、その大きな原因ですね。調査の方の。

【委員】 そうですね。

【海上災害防止センター】 特にサハリンプロジェクト関連の受託業務収入がかなり大きかったものですから。

【委員】 この部門の収支が非常に好転したという……。

【海上災害防止センター】 そうです。

【委員】 ということで、このような評価で御異論ございませんでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 そのほかの方、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 それでは、非常に積極的に活動されているということで、4という評価とさせていただきます。

1 ページ繰っていただきまして、7 ページになります。(5)「国際協力推進事業」ということで、外国人の研修を積極的に行うということをございまして、結果として、所期の予定どおりの研修を行ったという御説明がありましたということで、評価は順調に行っているということで3という評価でございます。

いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 どうもありがとうございます。

7ページから8ページにわたりまして、ただいまの外国人研修の評価等ですけれども、どのように参加者が評価していたか。特に実施された訓練等が有益であったということが70%以上の参加者から得られるように努力するというのが目標でございまして、それに対して実際参加者の評価を集計したところ、当初の予定の成果を上げていたということで、3という評価でございます。

いかがでしょうか。

【委員】 3でいいと思います。昨年と余り変わりはなく、昨年4だったかと思うんですが、余りこういうアンケートの結果で、教育の方で一喜一憂しない方がいいように私自身は思いますので、3でいいと思います。

【委員】 どうもありがとうございます。

そのほか御意見ございませうか。

それでは、3とさせていただきます。

では、8ページ目の最後、大きな項目の3でございまして。「予算、収支計画及び資金計画」ということで、(1)「自立的な運営を図るための自己収入の確保」ということで、9ページにわたりますけれども、先ほど御説明がありましたように、自己収入を確保するという努力を順調にされているということで評価は3でございまして。

いかがでしょうか。

特段の御意見はないようですから、3ということにさせていただきます。

【事務局】 この項目ですけれども、9ページの左から4番目の欄の中ほどに「参考」と書いてございまして、随意契約の例ということで書いております。

実は随意契約の見直しの取組み状況に関する評価につきましては、参考資料の3を御覧いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

平成18年11月27日に、このペーパーにありますとおり、政策評価・独立行政法評価委員会から国土交通省独立行政法人評価委員会委員長あてに意見が出されてございまして、その中で各独法に関する共通事項として、随意契約につきまして、国における取組み等を踏まえまして、各独法における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組み状況について評価を行うべきというような文書が出ております。

従いまして、センターの18年度計画にはこの具体的な記載はございませんが、一応審

議いただく項目となっておりますので、この点も含めまして御審議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】 どうもありがとうございます。私がちょっとうっかりして見落としておりましたが、今のような御説明で極力随意契約を導入するということをございまして、具体的にセンターの努力といたしましては、今御説明があったようなことをございます。

【委員】 先生、逆です。

【委員】 ごめんなさい。極力随意契約は少なくして、一般競争入札の方にシフトするという意味で、大変失礼いたしました。別なことを申し上げました。

ちなみに、資機材の保管管理契約というようなものは一般競争入札で十分対処できるだろうということで、そちらの方にシフトしたということをございます。

この点も含めてですが、評価としては3である。順調に推移したと言ってよろしゅうございましょうか。確認をございます。

【委員】 評価については私も3でいいと思うんですが、今の随契の話なんですけれども、これは随意契約を全体的なるべく減らすようにという一般論と、特殊な業務であって、適切な業者がないかどうかという問題とは必ずしもうまくいかないときが非常にあって、恐らくここでセンターの仕事自体が非常に特殊であるということは既に検討委員会のときにもいろいろと勉強させていただきましたので分かるのですが、そうなってくると、随契でなければいけない理由というのがはっきりしている場合の随契というのは必ずしも私は問題ではないと思うんですね。

逆に最近の傾向として、何でも一般競争入札にして、業者が落としてから実際に工事ができなくて、中止になって、1年も2年も遅れて、要するにその分の発生するマイナスのコストというのは逆に大きくなっているという事例も自治体などでは結構ありますから、ここはそういう全体的な傾向はあるにしても、センターにおいてこの随意契約は正当性があるのだということがきちんと明確に出てくれば全く問題はない話なので、そのあたりをここで参考と控え目に書いていますが、しっかりどこかで書き込んでいただければ全く私は問題ないのではないかと思います。

【委員】 それは評価とは別に、一般的御注意をございますね。

【委員】 そうです。

【委員】 ちなみに資機材の保管というものに関しては必ずしも随意契約によらなくてもいけるぞという御判断なんですね、これは。

【海上災害防止センター】 はい。

【委員】 随意契約にするということ、したということ……。

【委員】 ここは随意契約をしたという……。

【委員】 ごめんなさい。

これ、もう1回確認してください。読み方としては、この字面どおり読んでよろしいんですね。これは随意契約にしたんですね。

【事務局】 そうです。この34件というのは随意契約でありまして、その理由として、以下、書いてございます。

【委員】 まさに今委員がおっしゃるように、資機材の管理というのはある意味で言うと、センターの生命線に相当するところで、それは必ずしも一般競争入札にマッチしないところがあるという御判断でしょうかね。

【海上災害防止センター】 競争入札についてちょっとコメントさせていただきますと、実は、一般競争入札10件、随契89件ということになっておりまして、比較的率とすれば低いわけですが、1つ私どもは交付金ももらっていない団体であるからということで、国費の削減とは余り関係ないという認識もあったわけで、多少のんびり構えていた面もあるのですが、独法見直しの際にも随契の一般競争入札化というのは大きい柱になっておりますし、我々も時代の要請として交付金が入っていようが、入ってまいが、やっぱり一般競争入札を進めていくべきであるという方針を立てまして、19年度からできるだけ可能な事案について一般競争入札に移していきたいと思っております。

先生もおっしゃいましたが、どうしても随契によらざるを得ないような事案以外はすべて一般競争入札。どうしても随契によらざるを得ない事案というのは、その例示のところに書いてありますが、排出油等防除措置業務、要するに2号業務をやる場合に業者を選定するのに、一般公告をやって業者を選定するのに1週間か10日もかかるというようなことはとてもできないので、そこまで一般競争入札にしろとはおっしゃらないだろうと思うんですが、そういうもので随契にまさによらざるを得ない。契約防災事業者につきましてはあらかじめ事前の契約を結んでおきまして、そうした業者の中から事故が起こった場合にはその業者を選んで、随意契約で作業をやっていただくということになるわけでございまして、この辺はどうしても業務の仕組み上、一般競争入札にはなじまないであろうと思います。

このほか、例えばこれは当たり前のところですけど、事務所の賃貸でありますとか、

そういうのは一般競争入札にはなじまないと思うんですが、それ以外はできるだけ、例えば消防船の委託を特殊曳船でやっておりますけれども、そうしたのも一般競争入札に付すとか、あるいはさっき先生もおっしゃっていただきましたが、資機材の管理業務につきましても、場合によってはそれも競争入札ということで、事実上、今の管理を委託している業者に落ちつくかどうかは別として、そういう競争入札化ができないのかなということは今後検討していきたいというふうに思っておりますが、ここにちょっと例示で挙げております2号業務などについてはちょっと検討の余地がないのではなかろうかと思っております。

**【委員】** どうもありがとうございます。

それでは、繰り返しになりますが、ここの評価のところは、今いろいろな考え方、御意見が出ましたけれど、評価そのものは順調にクリアしているということで3でよろしゅうございましょうか。

**【委員】** 今のセンターの御説明に対して申し上げるわけではなくて、この随意契約の見直しについての評価をこの項目に含めるという、これはどこが判断するものかというのがありますが、当分科会が判断することかもしれませんが、この項目に含めるべきなのかどうかという点は少し考えた方がいいのではないかと思います。

2つぐらいあると思いますが、1つは参考資料3で問題になっていますのは、随意契約の見直しについて取り組んでいるかという話でございますので、そうであるとしますと、取り組んだかと。見直しをした結果としてやはり随意契約でいくのだという結論になることもあると思いますが、それを含めて取り組んだかどうかという評価をすべきところでありまして、現在問題になっている項目自体は収入を確保するというところでございますので、大分問題になっていることの質が違うのではないかと。

2つ目は、公共調達について随意契約から一般競争入札にというのは一面では確かに金額を抑えるという面もありますが、同時に適正化といいますか、発注先との癒着等の問題を避けるということもあり、現に国における取組みとして引用されているものも公共調達の適正化についてとありますので、必ずしも予算の問題だけではないわけなのですね。ですから、ちょっとここの項目に含めて評価するというのは再検討の余地があるのではないかと私は感じます。

**【委員】** 確かにおっしゃる点、そのとおりだと思いますが、ちなみに、事務局としてはここに入れた何か理由がございますか。

【事務局】 年度計画に対する評価という形になっていまして、年度計画の中でどこにも記載されていないということがございまして、どこに入れるかと検討した結果、予算の中に入れて検討していただいた方がよろしいのではないかという結論に至りました。

【委員】 確かに先生がおっしゃるように、ここだけに入れるというのは何となく、一般的な理解からするとやや適当でないという印象を受けますね。

ちなみに今の件は例えば総合評価の方に、一般競争入札に向けて可能なものから取り組んでいますよというところに1つ入れる。今年度はとりあえずそこに入れるという考え方があるなと思いますけれども、どうでしょうかね。このところだけに入れてしまうというのは。

ちなみに、これは世の中にはどういう形で出ていくんですか。今の件は、これそのもの、細かいものは出ていきませんね。出ていくんですか。そうですか。いろいろな見方があるわけで、確かに若干ここだけに入れるというのは妥当でないという考え方もあるわけですね。どうでしょうかね。

【事務局】 代わる方法としまして評価シートが一番最後のページに総合的な評定、今委員がおっしゃられたとおりなんですけれども、この評価の中でその他という項目が一番最後でございますので、ここで評価をいただくというのも1つの方法かなと事務局としては考えています。

【委員】 私はそこで書くという手はあると思うんですけどね。

いかがでしょうか。

【委員】 その裏づけとなるデータというのは、こういう細かいものはそこに書くわけにいかないと思うんですが、総合評価の場合ですと、当たりさわりのないようなデータをのけて、結果的な経過報告のような、そういうものになりかねないと思いますが、形式上はそういうものでもよいのですか。

【事務局】 中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力等があれば、総合的に評価する欄というふうに記載されておりますので、この欄でそのような形で評価していただくのは妥当なことかと考えています。

【委員】 今の御心配は、ここに書いてあるような細かいデータをそこに書くのはちょっとなじまないだろうというので、それでよろしいのかという御意見なんです。

【委員】 そうです。質問です。

【委員】 逆に言うと、この記述はこのまま残しておいて、総合評価のところを改めて努

力していますよということを書くという手はあると思います。

いかがでしょう。

【委員】 これはお分かりになるかどうか、17年度の随意契約の中いわゆる2号契約といいますが、随意契約の数はほぼ同じなんですよね。88件に対して18年度は89件ですけれども、この中に占める資機材の保管管理契約が18年度は89分の34であったんですね。17年度は88分の幾らなのかというところが分からないと、17年度と18年度の随意契約の変化というのはデータとしてはだれが見てもどうにも評価できないことであるということになりかねないと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

【委員】 むしろそういう経過が明確になるような数字の書き方に改めた方がよろしいという御意見ですね。

【委員】 そうですね。参考で17年度の契約状況についてそういうような書き方もあり得るのではないかとということですね。随意契約の数だけが明らかになっていますが、その中の資機材の保管管理契約というか、2号契約というのは何件あったのかという、こちらの方ですね。

【委員】 そういうことですね。

【海上災害防止センター】 89件の中の2号契約の数字でございませうか。

【委員】 資機材。34件に対する17年度……。

【委員】 資機材の契約が何件中の名件だというのがこれを見ればわかる。でも、昨年度はこれだけではわからない。

【委員】 資機材の保管管理契約が18年度は34件と書いてあります。それが17年度で何件だったでしょうということ……。

【海上災害防止センター】 17年度ですか。ほとんど同じです。業者が変わっていません。17年度と18年度、業者が辞めたとか何とかでなければ、新規も増やしていませんし。

【委員】 だから多分評価のときに、このままだったら全然努力の後が見られないという話になってしまうだろうと思うんですね。

したがって、方針といいますか、その辺のところを明確にしてもらって評価することになるだろうと思うんですけれど。

【海上災害防止センター】 先ほどもちょっと申し上げましたように、私どもは運営費交付金をもらっていないものですから、多少一般競争入札化について安易に構えていた点がないことはないわけでごさいます、その辺は反省しているわけでごさいます、独法の

見直しでこの随契の一般競争入札化というのは大きな見直しの柱の1つになっておりますので、19年度から特に一般競争入札を促進しようということで、もうこの19年4月まで一般競争入札が10件ぐらいだったか、やっているような状況でございまして、そこに書いておりますが、やむを得ず随契によらざるを得ない事案、2号業務とか、これをできるだけ絞りまして、そのほかはすべて一般競争入札にするよう今後大いにハッパをかけて努力していきたいと思っているわけでございます。

【事務局】 今話題になっている件ですけれども、資料の参考3で出ている全体的な政・独委の方から国交省の委員長あてで来ていますから、当然これは十分踏まえて評価していただきたいと思っています。

ただ、形式的にこれをどういう形で当てはめるかということについては特に具体的にこういう形でやれという指導というか、決めがありませんので、全体としてこの分科会の中で評価する中で、何らかこの項目について、それも踏まえて評価したという形にさせていただくという理解でよろしいのではないのかなと。

ですから、例えばこれに関連するデータについても、例えばここに書いていますように、今議論しているのは、どちらかというところ、中期計画と今年度計画に対して結果がどうであったかと、こういう表ですから、後付けできた項目について入れるのはなかなか難しいものですから、あえてこの表の中に参考的に書こうとすると事務局原案が書いたような形になるのも1つのパターンかなと。

ただ、例えばほかにもいろいろなパターンはあって、今回この分科会でいろいろと業務実績を説明するほかの資料の中に混ぜ込んで説明していただくというパターンもあるでしょうから、言ってみれば今回の評価委員会の運営の中の何らかどこかのところでこの件について入れていただいて、その評価の仕方についても先ほど出ていましたように、総合評価のところできるとか、何らか評価の中に反映していただくということで理解し得るのではないのかなという感じがします。

ですから、例えば前年度との比較も、それはこの分科会の中で評価するに当たって、前年度との対比をぜひ欲しいという皆さんの御要望があれば可能な範囲でそれを踏まえるべきでしょうし、参考3の方に戻っていただくと、先ほど来ていますように、要は世の中全体が一般競争化できるものとはかく一般競争化をとことん目指しましょうと。こういうことにちゃんと乗ってくださいという話ですから、そういうことを平成18年度の中でやれるものについてはやるという目できっちりやっているかどうかということの評価して

いただくということが基本的にはここで言っているところのポイントになるのではないかなという感じがしますので、その趣旨において現実的には御評価いただければと思います。

【委員】 どうもありがとうございます。

今のようなことで、さらに御意見ございませんでしょうか。

ですから、この記述はこのままここに残しておくというのでいかがですか。

【委員】 ここに出していただいた数字でございますが、これはもとの年度計画にないこともありまして、業務実績報告書の中には触れておられない数字でございますよね。随意契約が何件ある、一般競争入札が何件ある、総額幾らであるという。そうしますと、当分科会としては要するに初めに報告をいただかないと知り得ない数字であるはずですね、形式論を申しますと。したがって、いきなり分科会側が評価のポイントとして書くことはその意味でもちょっと手順が前後しているような気がしますので、私としては、先ほど分科会長が提案されたように、評価を総合評価の中に持っていくとともに、恐らく分科会として意思決定をして、この随意契約の見直し状況についてデータの提出を求めるということをセンターに対してして、結果的には事後的提出になるかもしれませんが、それをいわば追加資料のような形で出していただくという、そういうことではないかなと思います。

【海上災害防止センター】 実績報告でやっていないのは、計画に入っていないからで、計画についての実績報告で、随契については計画に全然ないわけですから、だから実績報告をやっていない。

【委員】 それは当然でございますが、その点は何ら責められるべきことではないのですが、分科会としてはその点を評価の対象にすると考えた以上は、そのための情報を手続的にはセンターに求めなければいけない。そうでないと、分科会はどこからか出所のわからない数字を拾い上げてきたと、こういうことになってしまいますので、それは当分科会として随契についても評価の対象とする。ついては、センターから現状のデータを求める。こういう決定をして、そしてそのデータをいわば実績報告書とは別に追加的に出してください。あるいはそれを出していただくことを前提にして、例えばここでは口頭で報告いただいたという形にして、評価は総合評価の中に記述として書く。そういう手順ではないかと思います。

【委員】 今の御意見、いかがですか。

【海上災害防止センター】 私どもは出すよという御指示があれば当然役所の方と御

相談して対応させていただきます。

【委員】 事務局に質問なのですが、参考資料の3で出ている平成18年11月27日、当然昨年度のときにはまだなかった新しいものなのですが、これは今後必ず随意契約の問題というのを別途評価項目に入れなさいというふうに読むべきことなんでしょうか。そもそもの話なのですが、つまり、これはこういう視点もあるよという程度の話ならばこの今議論になっている3番の(1)「自己収入の確保」、(2)予算の見直し云々というところで、わざわざこの「参考」とか取り上げてやらなくてもいい話で、去年もここで契約のことが言われているから契約は18年度どうだったというところで、あえて議論するのだったら私も最後のところかなと思うんですけど、これは新たにこういう視点を盛り込んだ項目をつくれという意味——ちょっと読んだだけでは私はよく分からないのですが、これはどう解釈すべきなのか、教えていただきたいんです。

【委員】 それでは、お願いします。

【事務局】 事実関係としてはこの参考3に出ているレターのとおりだということに尽きますけれども、このレターの解釈の仕方としては、必ずしもこれに対応する単独の項目をつくらないといけないということには限らないと。こういうふうに理解されているのではないかと思います。

【委員】 そうすると、今までもここの中で一応契約のことを述べているので、そうなるところで述べるのがむしろ当然かなと。昨年度の引き継ぎだと思うんですが、そのときに随意契約の見直しということをやわざわざ新たに取り上げて1つの議題にする必要があるのかどうかということなんです。素直に見ますと、そういうふうにしなればいけないということがあれば、それは新たに設けることになるのですが、それであれば当初はなくて、18年11月27日付のこういった意見が出ているということで、それを踏まえてどうだったというのは最終的に述べればいいのかと思うので、そのあたりは全体的な整理といいますか、方向性をどちらにするかというのを議論しないと、多分堂々めぐりになるのではないかと思いますので、それは皆さんにももちろんお諮りして、多分それを先に決めた方が早いのではないかと思います。

【委員】 この参考の3の資料の読み方ですね。この5行にわたる文言からは必ずしも新たな評価項目として別途立てろというふうにはまでは読めないのではないかと思います。しかし、努力はしなければいけないよという注意喚起の文書ですね。

したがって、18年度の評価に関しては、まず1つ先ほど来議論になっています一般的

な実績データというものを別途センターの方に作っていただいて、それを事後承認ということで皆さんにお配りするというのがまず1つありました。それは可能ですね。

【海上災害防止センター】 はい。

【委員】 それを踏まえて、当センターとしては、このように喚起されていることに関してはどのような姿勢で、どう次年度以降やっていくか。もちろん今年度も——今年度というか、18年度ですね。やってきたということに関しては、例えば総合評価に簡潔に書くというのではいかがでしょうか。

問題は、来年度の評価の表にこの項目を立てるのかどうか。その項目を立てるかどうかということは分科会で独自に決められるものですか。

【委員】 それは今度見直しが入ってくるので、当然見直しの中で、例えば随意契約の問題を取り上げましょうということになればそうなると思いますが、この項目はあくまでも最初の中期計画から出てきていますから。

【委員】 そうですね。今までは。

【委員】 ええ、だから、それは次の議論ですから、そのところで皆でそういうふうにしましょうという話ならば当然そういう項目が立つのはいいんじゃないですか。

【委員】 分かりました。

それでは、話を2つにきちんと分けましょう。18年度の評価に関しましては、私が先ほど申し上げたような措置をする。

来年度以降に関しましては、最後の議題にございませでしたか、来年度以降の取組みについて議論するところは、ありませんでしたか。

【委員】 これは第2中期計画です。

【委員】 第2中期計画ですか。

【委員】 19年度だけ、1年残ってしまう。

【委員】 そうですね。1年残ってしまうんですね。

いずれにしても今この分科会としてその項目を新たに立てるか否かというようなことに関しましては、見直しのところでもう1回議論させていただくということで、18年度の評価に関しましては、今私が申し上げたような対応でいかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、センターさん、恐縮ですけれども、具体的な資料を作っていただいて、各委員に配付していただくということにさせていただきます。

それでは、9ページ、よろしゅうございましょうか。

では、10ページにいきまして、「運営に関する事項」ということで、(1)「施設・整備に関する計画」ということで、具体的に①②が挙がっております。研修棟空調機のフロン代替措置・修繕、消防演習場の発電機機関部のオーバーホール。2番目は、消防船については、1隻の定期検査修理を行う。訓練船については云々と具体的な計画がございまして、それに対し、若干違っているところがあるんですね。オーバーホールは次年度以降に繰り延べたということですね。それは要するに判断として18年度で……。

【海上災害防止センター】 使えるということですか。

【委員】 使えるということですね。

【海上災害防止センター】 空調機の方は予想以上に劣化が進んでいたのが前倒ししたということですか。

【委員】 ですから、②の方についてはそれぞれ予定どおり実施したということ、これも順調に当初の計画を実行したということ、3という評価でございまして、よろしゅうございましょうか。

では、(2)の「人事に関する計画」。これは全部読み上げませんが、要するに最後は適正な人事配置とするということございまして、結果としては、右から2番目の欄にございまして、そのようなことを勘案した適正な配置をいたしましたということ、3という評価でございまして。

いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 どうもありがとうございます。

10ページ目の最後でございまして、②「人員計画」ということで、年度末の常勤職員数を年度当初と同数とする。ちなみにその数は29でございまして、結果も現在29である。常勤職員は29である。

いかがでしょうか。評価3ということございまして。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】 それでは、どうもありがとうございました。

これで一通り評価をしていただきました。そして、残るのは最後の総合的な評価ですが、これは前半の方は、今いただいた評価点を形式的にという大変失礼ですけれども、計算すると出てくるということで、今計算していただきますけれども、その前に、評点の確認

をさせていただきます。

1 ページに戻ってください。全部読み上げませんので、数字1 (1) ①のところは当初3だったのが4に変わりました。

2 ページ目はここに書いてある3、3、4、3と変わりありません。もし私が間違っていたら御指摘ください。

3 ページ目は一番上に4という評価がありますが、これも変わりありません。

4 ページ目に3、3、3という評価が3つございますが、これも変更ありません。

5 ページにいきまして、3、3という評価が2カ所ありますが、これも変更ありません。

6 ページ目が3、4ですが、これも変更ありません。

7 ページ目、下半分に3という評価が1カ所ございますが、これも変更ありません。

8 ページ目も3という評価が1カ所ありますが、これも変更ありません。

9 ページにいきまして、3が1カ所ありますが、これも変更ありません。

10 ページ目に3が3カ所ございますが、変更ありません。

以上、間違いのないようでしたら、ちょっと計算していただくと……。

4が4カ所になったのかな。

**【事務局】** そうですね。

全19項目中の4点が4項目、3点が15項目となりまして、合計点61点、これを分母の57点で割りますと、107%ということになりまして、評価は「順調」ということになります。

**【委員】** 総合評価のシートですけれども、以上のようなことでございます。

今までの議論の全般につきまして何か改めて御意見がございましたら伺いますが、いかがでしょうか。

それでは、総合評価のことにつきましては、今までどちらかということ3つほど観点があるわけですが、一番上の「法人の業務の実績」というところは、主としてどちらかということ、3以上の評価をつけたことについての説明があったような気がします、今までは。

「問題点・改善点、運營業務等に関する意見等」については、今まではどちらかということ、余りなかったので、記述はなかったような気がします。

それから、「その他」のことにしましては、私、ちょっとうろ覚えですけれども、昨年度は何がありましたかね。何か2点ほどあったような気がするのですが……。昨年度は、「その他」のところには2点ほど指摘がありまして、前半は平成13、14年度に油回収

装置の整備資金を借り入れたが、償還計画を円滑に実施するために、業務委託料の見直しを図るなどの一層のコストの管理の徹底に努め、平成 17 年度に当該借入金の一部繰り上げ償還を実施、約 900 万円の支払い利息の軽減を図ったというのが前半で、後半は本来業務である防災措置実施についてはケミカルタンカー同志の衝突、火災事故における消火及び流出油の防除、貨物船同士との衝突、沈没事故における油防除等の 4 件を適切に実施し、その責務をよく果たしたという 2 点が述べられております。

今年度につきましては、前半に言及されていることは既に昨年度クリアされてしまっていることですから、こういうことは改めて言及する必要はありませんね。

そうしますと、もし昨年度と同じようなスタンスでこのその他のところを何か書くとすれば、1 つは、本来業務に対して当センターがどういうふうに変わってきたかということに言及する。さらには先ほど議論のありました一般競争入札、あるいは随意契約に対してどういうふうに取り組んでいこうとしているかということですかね。

何かありますか。今の時点で。あるいはむしろそれはその他ではないのかな。新たなる課題と読めるわけですね、先ほどの件は。資料 3。ですから、むしろその上の課題・改善点、そっちの方ですね、もし触れるとすれば。そっちで触れたら。ただ、問題はどのような内容で触れるか。

【委員】 特殊業務にかんがみ、なお努力されたいとか何とか、そんなことじゃないですか。

【委員】 でしょうね、触れるとすれば。

【委員】 特殊な事情があるということを指摘された上だと思いますけれども。

【委員】 今、先生から貴重な御意見を賜りましたけれど、ここは恐らくくくだ書くとこではないと思うんですね。今のようなことで何か事務局で案をつくっていただけますか。

そうしてください。

そのような措置でよろしいでしょうか。

したがって、あとは 1 番目の法人の業務の実績等については、目立った実績について、昨年度もそうだと思うんですけど、目立った実績について改めてここできちんとまとめておくということだろうと思うんですね。

その他のところは、そうしますと、昨年と同じようにするとすれば、本来業務であることについて当センターが平成 18 年度にどうかかわったかということで 1 点あると思いま

す。

そのほか何か皆さんの方でこういう点を言及すべきだということがありましたら教えていただけるとありがたいんですが。

特にございませんでしたら、そういうことにさせていただいて、この取扱いについて、去年はどうされたんですかね。今日は少なくともこの部分は白紙でございますね。ですから、今日の議論を踏まえて、今私が簡単にまとめさせていただきましたけれど、そういうスタンスでもって、去年は分科会長と事務局がこれをまとめた……。

【事務局】 分科会長に御一任という形をとらせていただいて、あと、事務局と書きぶりについては調整をさせていただいたということでございます。

【委員】 分かりました。

それでは、昨年度と同じようなことで、今のところの書き方につきましては、分科会長と事務局の方にお任せいただけませんか。

どうもありがとうございます。

ということで、一応 18 年度の業務評価はこれで済みましたけれども、よろしゅうございましょうか。確認させていただきます。

どうもありがとうございます。

#### ⑤ 海上災害防止センター見直し素案について

【藤野分科会長】 それでは、あと残りました議題がございますが、これは一旦事務局の方に振らないといけませんかね。お願いします。

【中村国際海洋汚染対策官】 それでは、最後の議題になりますけれども、見直し素案ということになってございます。資料につきましては、資料 5……。

【藤野分科会長】 その前に、傍聴者はもういらっしゃらない……。

【野久保課長補佐】 今日は傍聴者の方はいらっしゃいません。

【藤野分科会長】 分かりました。では、このまま引き続きでよろしいですね。

【中村国際海洋汚染対策官】 では、続けさせていただきます。

資料 5 と参考 4-1、参考 4-2 というペーパーを参照していただきながら聞いていただければと思います。

まずスケジュールについてですけれども、海上災害防止センターの第 1 期中期目標期間

は平成 15 年 10 月から平成 20 年 3 月までとなっております、今年度が中期目標期間の最終年度となっております。独立行政法人は独立行政法人通則法に基づきまして中期目標期間の終了時におきまして、組織・業務全般を見直すこととされており、次の中期目標期間の開始時から見直し結果を反映させることとなっております。

スケジュールですけれども、参考 4-1 を御覧いただきたいと思います。これは今月 11 日の政策評価・独立行政法人評価委員会において使用された資料でございますけれども、年末に見直し素最終案を決定いたしますので、その決定に向けて、今は 1 枚から 2 枚程度の見直し素案の概要を作成しているところでございます。これをもとに政策評価・独立行政法人評価委員会や行政減量・効率化有識者会議の審議を受けまして、見直し案をもう少し具体的に書いていくというような手続になります。

センターに関する見直し素案の概要につきましては、資料 5 に記載したとおりでございます。このペーパーに沿って手短かに説明させていただきます。

今後の見直しに向けた業務の内容やこれまでの効率化に向けた取組みは既に説明させていただいたとおりでございます。

今後の見直しに向けた考え方といたしましては、参考 4-2 をごらんいただきたいと思いますが、政策評価・独立行政法人評価委員会において見直しの方針が立てられております。ペーパーでは平成 18 年度における見直し方針となっておりますが、今年度もこの方針を基本とするとのことですので、この方針に沿った見直し素案の概要を作成しております。

順に説明させていただきますと、まず最初に業務の重点化といたしましては、HNS 防除資機材の整備、事故対応支援ネットワークの構築等を実施し、防災措置業務に重点を置くこと。

2 番目といたしまして、海上災害に迅速かつ的確に対応していくために必要な知識・技能を有する要員を確保するとともに、要員配置の適正化を図るなど業務運営の効率化を推進すること。

それから、情報提供の充実につきましては各種情報の実施状況、関係者から成る各種専門委員会において情報公開を行うとともに、意見聴取を行うほか、財務諸表、調査研究成果等の情報公開を引き積極的に実施すること。

次のページにまいりまして、資材備付証明発行料、訓練受講料等の適切な見直しを図るなど、自己収入を確保すること。

真にやむを得ない場合以外の一般競争入札の導入や範囲拡大など随意契約について見直しを図ることを基本として見直しを進めることとしております。

最後になりますけれども、組織の見直しに対する考え方といたしましては、防災措置業務は本来採算性に乏しい業務であり、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあることから、同業務を引き続きセンターに実施させるためには明確な法的位置付けの維持が必要であること。

それから、防災措置業務を迅速的確に実施するためには、資機材や消防船の配備、要員の訓練、知識、技術の開発等の各関連業務の有機的な連携が不可欠であることから、引き続き各業務の一体的な組織運営が不可欠であること。

以上のような考え方を基本として今後センターの見直しに向けてさらに検討を進めることとしております。

事務局からは以上でございます。

**【藤野分科会長】** どうもありがとうございます。

ただいま事務局から見直しの大きな骨格の御説明がありましたけれど、今の御説明につきまして御意見等ございましたらお願いいたします。

ちなみに、先ほどの随意契約の見直しというのは見直しの案の最後に出ているわけですね。

ですから、来年度はいずれこれについて先ほどのような参考というようなことではなしに、1項目をどこに立てるのが適切かは少し時間がありますから検討していただくにしても、いずれにしろ1項目立てるということになるわけですかね。どうでしょう。

あるいは先生方、どうお考えですか。

**【工藤委員】** 来年度は19年度の評価ですから、それには反映しなくて、平成20年度から反映できることになるのではないかと思います。そういう理解でよろしいんですね。

**【藤野分科会長】** そうですね。

1つ整理しておかなければいけないのですけれども、来年度我々がやる19年度の評価というのは、第1期の最終ですね。それはどういう位置付けですか。5年間にわたる評価、それとも1年、最終年度の評価、そして1年度の評価プラス5年間の評価を別途にやるといふ、そういう位置付けですか。何となくそれは二重の手間のような気もするし、いや、やっぱりきちんと1年間と5年間とは分けて考えるべきだという議論もあり得るんですね。全般的スタンスはどうするんだという、大もとの評価委員会ではその辺についてはど

う考えられているのでしょうか。

【中村国際海洋汚染対策官】 当分科会で 19 年度の評価と 5 年間の中期計画に関する評価、2 つの評価をしていただくというような形で考えております。

【藤野分科会長】 そうすると、当然評価点もそれぞれ 1 年に対する評価と 5 年に対する評価というのは別にあると、原則的にはね。

ということですと、今の工藤委員のおっしゃっているいわゆる随意契約云々の話は来年度、1 年度の評価項目には入れなくてもいいという御発言の趣旨ですか。項目として。

【工藤委員】 入れなくてというよりも、このままの、今までの中期計画に基づいた表からは発生しないということですね。

【藤野分科会長】 ですから、さっきの文書の捉え方なんですね、結局。

【工藤委員】 そういうことなんです。だから、これを 1 項目立てろというふうな読解をするのだったらどこかに立てるか、もしくは来年も最後のところで述べるかしないといけないと思いますけれど、これは将来的に検討してくださいということであるならば、例えば次の中期計画に反映したから、来年度はとりあえずまだ 1 項目立てなくてもいいということも 1 つの選択肢として考えられると思うんで、それはどっちがいいかということではなくて……。

【藤野分科会長】 むしろそれは当分科会の判断に任されていると考えてよろしいんですか。

【工藤委員】 だと思えますけれど。

【藤野分科会長】 その辺、ちょっとお願いします。

【東山政策評価官】 まず 1 点だけ補足しますと、今回が平成 19 年度で最終年度ですね。ですから、来年度平成 20 年度からが新しい中期になる。ですから、来年、要するに 19 年度で終了した第 1 回目の中期の評価と 19 年度単年度の評価を分科会でやっていただく。ただ、最終決定については、単年度評価は分科会に委任されていますけれども、中期の評価というのは本委員会の最終決定事項ですから、最終決定の中期の評価は本委員会に付議され、最終的に決定されるという形にまづなっています。

また、今出ていました新規の計画に向けての話については、当然大きな中期計画の改定に係る流れの中の話ですから、今回この資料 5 で出ました見直し素案もあくまで素案であって、これからフローチャートに書いてあるようないろんなスケジュールの中でいろいろ議論されてきますから、その議論の結果として最終的に見直しの方向はどうか。それ

を踏まえて最終的に新しい平成 20 年度から始まる中期の計画についてまず所管大臣から中期目標が設定されて、それに基づいて中期計画が決定されていくわけですから、そういう意味ではこれからそういった一連の議論がなされていく中で、今おっしゃられたような問題の取扱いも当然分科会の議論も含めて議論されていくのかなど。ですから、今の段階で必ずどうなるというのはここで決められる話ではないのかなという感じがします。

【藤野分科会長】 そうしますと、当面今までの流れの中で次回のこの評価委員会と申しますか、平成 19 年度に対する評価というのは今までの流れに沿って、要するに第 1 回目の中期目標というものがどうクリアされたかということを粛々とやればよろしい。第 2 回目の中期目標については今の見直し案というものもあって、それについては今後まだ議論される余地がある。それを受けて我々分科会としても考える。そういうスタンスでよろしいでしょうか。

【北村委員】 先ほどの随意契約の問題なんですけれど、1 項目立てるか立てないかというのは確かに年度計画にないわけですから、1 項目立てるのは難しいと思うんですね。ただ、書きようによっては事業費の節減だとか一般管理費の節減とか予算のところで、随意契約をやることによってこうなったよとか、あるいは十分には達成できなかったとか、書きようがあるのかなという気はします。

【藤野分科会長】 大変貴重な御意見をありがとうございます。確かにそうだと思います。ですから、19 年度の評価のときにも今いただいた御意見に則って、そういう視点から評価を我々としてする。必ずしも 1 項目立てなくてもということですね。いずれ今のようなことは近い将来すぐ出てくる話でしょう。その評価に関してはいずれするということ。どういう形になるかは別として。

【宮下委員】 外から指示があるまでその点は我々としては柔軟に対応すればいいということですね。

【藤野分科会長】 ということで、当面と申しますか、まず少なくとも今御説明いただいた、特に資料 5 のセンター見直し素案の概要ということにつきまして、そこでも既に随意契約の見直しという項目が 1 つ立てられているのですけれども、この見直し案の概要について皆さんの御意見をいただきたい。それに則って必要ならばこれをまたさらに練り直すということも今我々が課されている課題であるということですが、まず見直し案につきまして御意見ございませんか。

【北村委員】 見直し案の裏の 4 行目、「調査研究成果等の情報公開を行っているところ

であるが」云々というところで、引き続き行うことになっているわけですがけれども、18年度の評価の調書を見ますと、6ページから7ページが該当ページになるのだらうと思うんですけども、7ページの2番、3番はもう達成済みということになってしまっているわけですね。1番目のところで調査計画事業等となっていますけれども、評価対象は受託事業と日本財団の助成事業の2つだけになっているので、この調査研究という項目をこの法人にとってどういう位置付けにし、どういう目的にするのかというのが難しいのかなという気がしました。

【藤野分科会長】 今の御質問に対して何かセンターの方でありますか。

【栗原理事長】 今おっしゃいましたのは……。

【北村委員】 6ページから7ページにかけてですね。調査研究事業の①、②、③となっていますね、中期計画が。②、③はもう達成済みで、blankになって、評価対象になってないわけですね。すなわち、ホームページによる公開というのはもう終わってしまったということになっているわけです。ところが、見直し案ではホームページなどによって公開していくのだということにさらになっているわけです。そうすると、その辺の関係がどうなのかということ、それと調査研究……。

【栗原理事長】 これは引き続き公開していくということで、財団助成事業を今後ともやりますから、その部分については成果を公表していこうと。逆に受託事業につきましては個人からの受託を受けているものでございますから、研究成果の公表というのはちょっと難しいところもありますが、財団助成事業については成果を積極的に公表するようというのは日本財団の方からの要請もございますし、今後とも財団助成事業は引き続きやっていくつもりでございますし、その分については積極的に公表していきたい、情報公開もしていきたいということでございます。それ以外にもセンターのいろんなこともできるだけ情報公開していきたいと思っています。

【北村委員】 となると、7ページの②の研究成果のホームページの公開云々というのが評価対象外というのがちょっと……。

【栗原理事長】 先ほど実績報告のところでも申し上げましたけれども、18年度計画には特に入れておりませんが、18年度の業務実績報告では先ほど申し上げたように……。

【北村委員】 ②、③が評価項目のところはバーになっているんです、いただいた資料は。評価対象外であると見えるものですから。

【野久保課長補佐】 このバーになっている意味は、既に当初の計画を達成済みである

ので、18年度計画で改めて評価はしなかったということでございます。

【北村委員】 そうすると、次期にまたそれを蒸し返すというのはどういうことなのかなと、ちょっとよく分からなかったんです。達成済みなのに、また第2期改めて引き続きという意味が……。第2期は最初から達成済みになってしまう……。

【藤野分科会長】 これはこういうことですか。平成18年度に実施した事業がありますね。いろいろな調査研究事業。それについては既に公表することとなっており、現に公表済みである。そういう意味ですか。だから18年度の評価対象になじまないということでバーになっている。一方、一般論としては、今までやった研究成果も、これから行うであろう研究成果等については当然ホームページ等で情報公開するというのが一般論であって、その一般論を述べているのが見直し案である。こういうふう理解するんですか。その辺が多分論点だろうと思います。

【野久保課長補佐】 そういった趣旨でございます。

【藤野分科会長】 ただ、挙げておいてもいいんですよね。

【野久保課長補佐】 情報公開するということが既に決めていて、実際に実施している。それを引き続き第2期でも続けていくのみならず、むしろさらに拡大する余地があれば積極的に取り組んでいきたいということでございます。

【北村委員】 何か基本原則に挙げるにしてみればちょっとという気がしないでもないですね、そういう視点であるとするならば。

【藤野分科会長】 通常はあるところで行われた調査研究の成果というものは当然公開する。それは過去からずっと公開するというのが普通ですよ。ですから、ここで確かに全く何も評価の対象にしないで、バーとしてしまうというのはややちょっと違っていたかなという気はしますね。確かに。今後としては、それは要するに過去も含めて今後やられるであろう調査研究の成果というのは常に当センターのホームページを開くとそれが出てくる。それがどういう成果を上げられて、どういうふう世の中に役に立っているかということが分かるようにしておくということはぜひ必要だと思うので、来年度以降はバーにするのはなるべくやめた方がいいと思いますね。

そういう御発言ではないですか。

【北村委員】 そうです。

【栗原理事長】 ちょっと私の方からも、事務局の方からの御説明、それが答えだろうと思いますが、ここで書いてあります情報公開というのは、文章を見てもわかりますように、

研究成果だけでなくして、財務諸表であるとか、先ほどの随契の結果であるとか、そういうようなものもできるだけ公表していこうというようなものも含めた情報公開だろうと思うんです。随契の結果についてもできるだけそういう一般的なインサイダー情報も公表していきたいと、私どもはそういうふうと考えております。

【藤野分科会長】　ということでございまして、御発言いただいた方の趣旨は今のようなことだろうと思っておりますので、今年度はこのままにさせていただいて、来年度以降はここにバーを書き込むというようなことのないようにしていきましょう。

それではよろしゅうございましょうか。

【北村委員】　はい。

【藤野分科会長】　全般的な議論につきまして何か重ねて御注意いただくことがございましたらお願いいたします。

【小塚委員】　私が申し上げることではないかもしれませんが、このセンターの意義でもあり、高い評価を得ているところでもあると思いますが、海運界、石油業界を含めた関連業界から非常に支持され、評価を受けていることだと思っておりますので、見直しというどうしても今後何ができるという話が中心になるのでこういう書きぶりになりますが、その高い評価というものをしっかり受けとめて、それを維持するということは、実は当然のことのようで重要なことではないかと思っておりますので、見直し素案等にもし反映する余地があれば、1行でも2行でも入れただけたらと思っております。

【藤野分科会長】　ありがとうございます。

そのほか御意見ございましたらお願いします。

それでは、予定の時間も若干過ぎているようでございますので、大変貴重な御意見をたくさんいただきまして本当にありがとうございました。

今いただきましたコメント等を踏まえ、若干評価点の修正もごございます。総合評価のところの書き方もまだ分科会長と事務局の間でやりとりするところが残っておりますけれども、特に御発言がなければこれをもちまして本日の審議を終了いたしたいと思っております。

よろしゅうございましょうか。

事務局の方から何かございましょうか。

それでは、これで終了とさせていただきますので、皆さん、長時間本当にありがとうございました。御苦労さまでございました。

## 閉 会

【野久保課長補佐】 本日はどうもありがとうございました。

なお、委員の皆様でいまだ手当や旅費の関係の手続が完了していない方はその場にお残りいただければと思います。係の者が伺います。

本日はどうもありがとうございました。